令和８年２月２７日

北海道立野幌総合運動公園

指定管理業務
令和８年度　年次業務計画書

一般財団法人　北海道体育文化協会

１　当該年度における各業務の基本的な事項に関すること。

⑴指定管理業務の基本的な運営方針

都市公園法第１条「都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする」の規定及び北海道立野幌総合運動公園要求水準に掲げる「管理運営の基本方針等」を遵守し、適切な管理と効率的な運営により更なる施設の発展と向上を図るとともに、利用者に愛される施設づくりの実現に努めます。

野幌総合運動公園を管理運営するにあたり「緑豊かな環境の提供」と「道民活動の拠点・憩いとふれあいの場」となる施設づくり、そして防災対応公園として「大規模災害の避難施設・復興拠点」など、公園が持つ様々な機能や役割を踏まえ、誰もが安全・安心に利用できるサービスの向上を図るとともに、利用者のニーズを反映した地域との連携による「住民参加型の公園」づくりを推進します。

地域住民や利用団体と協働で、ボランティアによる園内清掃活動や、花壇の整備などの活動を通じ、参加者が楽しみ、公園に対する愛着を育む「環境育成型の広域レクリェーション施設」として、次世代に繋がる公園づくりの活動を推進します。

スポーツ施設の管理運営にあたり「スポーツ普及振興・競技力の向上、健全な体力づくり」を目標に、ホスピタリティ溢れるサービスとサポート体制の充実・強化に努め、多様な広域レクリェーション施設として有効活用されるよう効果的な運営を推進します。

施設や付帯設備・備品等の維持管理について、職員やスタッフは日頃から危機管理意識をもち、日常の点検はもとより定期的に「チェックリスト」による安全点検を実施し、施設や設備の安全確保と予防保全による長寿命化を図るなど、利用者が安全・安心で快適に利用できるよう要求水準を遵守するとともに、適切な維持管理と経費の縮減を図ります。

野幌総合運動公園がもつ特性と効用を十分に把握し、緑豊かな環境を守り効率的で適切な維持管理を実践し、誰もが安心して利用できる施設づくりに取り組みます。

当公園は総合運動公園として、大規模かつ多面的な利用を提供する施設であり、道民はもとより広く多数の方々に利用されてます。

私たちは、「利用者や来園者の利便性と安全」を第一に考え、さらには「人々を引きつける魅力あふれる施設」づくりを目指します。

そのために、当協会が昭和６３年に北海道から管理運営業務を受託し、また、平成１８年からの指定管理者として通算３６年の実績と管理運営の経験に基づくノウハウを生かした効率的・効果的な維持管理を実践します。

施設・設備などの管理、特に電気設備やボイラー設備の維持管理については、専門的な知識や実務経験を有する人材を配置し、設備や機器の安全確保と日常的な点検の実施、不具合や異常箇所の早期発見による予防保全と長寿命化を図るなど、利用者が安全で快適に利用できる管理を徹底します。

また、地球温暖化防止の観点も含め、徹底したエネルギー管理（省エネ対策・負荷の軽減）の実践により経費の縮減に努めます。

さらに、職員・スタッフによる安全性の確保や経費の縮減等について共通の認識を持って、効率的で適正な維持管理を推進します。

管理棟・園内・駐車場・各競技施設エリアにおいては、職員・スタッフが１日４回以上巡回し、路上違法駐車の注意喚起や事故、災害等を未然に防ぐため、危険箇所の早期発見、ハチの巣の駆除・枯損木・倒木などの処理などを迅速に行います。

また、ゴミの不法投棄などには即座に対応し、美観や環境に配慮した取り組みを行います。

路上違法駐車の注意喚起については、基本的に職員・スタッフで対応していますが、大会が重なり大勢の来場者が見込まれる日については、警備会社による警備員を配置して交通整理と誘導を行い、利用者の安全確保と事故防止を図ります。

ラグビー場やホッケー・サッカー場（天然芝）などの競技芝の維持管理については、エアレーションや広範囲に行う目土散布など、専門の大型機械を使用する作業を業者に委託して行い、芝の育成に重要な日常のメンテナンスについては、専門業者のアドバイスを基に当協会の職員とスタッフが重点的に行います。

芝の状態を毎日観察することで、競技に最適な芝丈を保つための芝刈りや芝育成のための施肥や灌水を、適切な時期と回数で対応します。また、競技で損傷した芝生グラウンドに対し、種目土によるリカバリーを速やかに行うなど、競技芝にとって最適な維持管理を実践します。

特に、その競技性から芝の損傷が激しいラグビー場は、担当職員とスタッフによる日常的なメンテナンスの強化を図り、最高のコンディションを保つことができるよう努めます。

地域住民や利用者との協働による管理運営の取り組みとして、野球場やテニスコートなど、屋外施設オープン前の雪割り作業や清掃活動、ラグビー場等天然芝施設を利用する団体には、使用後に損傷した芝生グラウンドの目土や追播などの整備の協力をいただき、自分たちが使用するグラウンドへの感謝・スポーツ精神の育成に繋げていきます。

また、花壇づくり・植栽・花壇の除草などの作業も近隣の学生や地域ボランティアや施設利用者の協力を得ながら実施しており、地域の皆様や利用者・利用団体と一体となった管理を行うことにより、施設への愛着を育んでいきます。

北海道立都市公園条例５条に定める行為の禁止９項目の遵守は当然として、事故、災害、犯罪等を未然に防ぎ安全・安心で快適に公園を利用いただくため、利用者に対して園内及び施設内に注意標示看板の掲出や案内放送、注意事項を記載した「公園利用についての注意」を配布して注意を喚起すると共に、１日４回以上の園内巡回時にルールやマナーを守って利用していただけるよう注意喚起と啓発を行います。

維持管理の方針として、以下の5項目に重点をおきます。

維持管理の方針

１　利用者が安全・安心で快適に利用できる施設
２　質の高い効率的な管理
３　施設設備の長寿命化への取り組みと美観の向上
４　植物の適切な育成管理及び施設の衛生管理
５　事故、災害、犯罪等の未然防止

⑵組織体制、人員配置計画、研修計画等

■組織体制等
総括責任者

	氏　名	勤務時間帯	身分・資格・所掌等
総括責任者	[redacted]	8時30分から17時15分まで	野幌公園事務所所長

■執行体制（組織図）

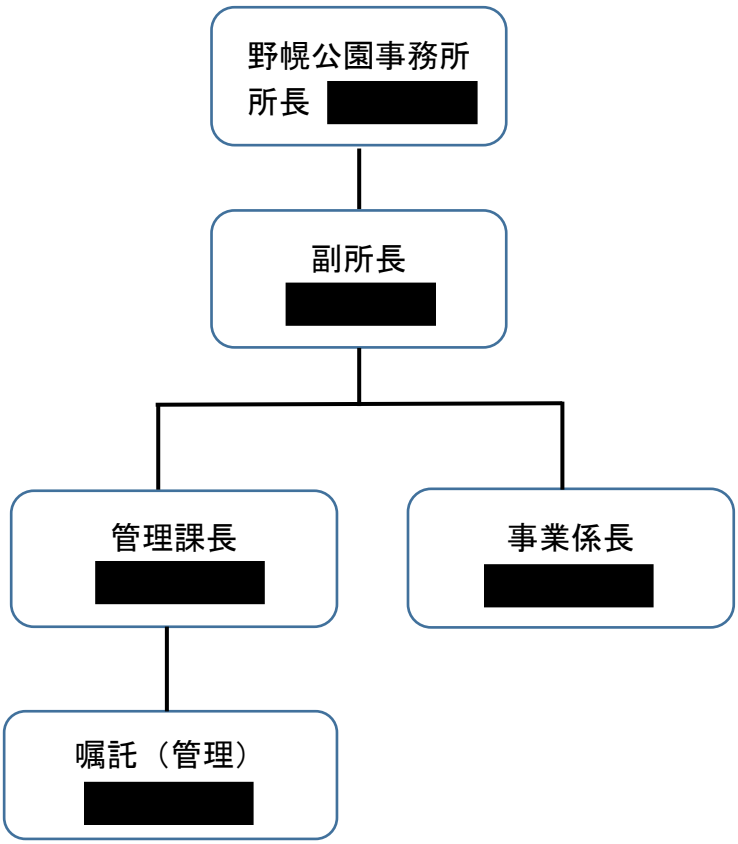

■緊急時連絡網（管理事務所・支庁・関係署）

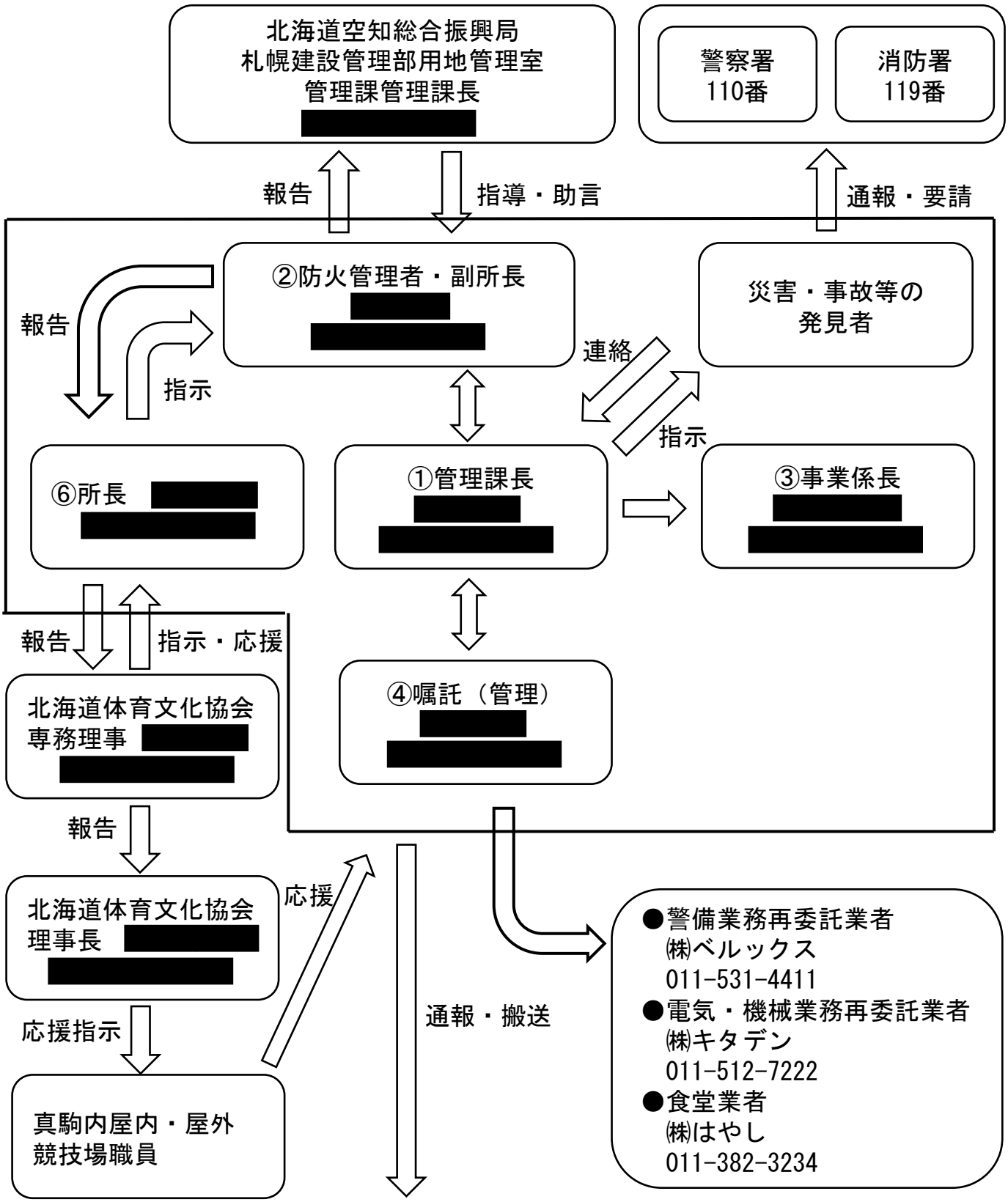

関係機関

北海道江別警察署地域課	011-382-0110
江別消防署予防課	011-382-5432
江別市立病院	011-382-5151
渓和会江別病院	011-382-1111
江別保健所保健福祉企画課	011-383-2111

■職員等研修計画（資質向上）※資格取得のための講習会等含む

研修区分	研修内容等	開催回数	対　象	主　　催
職場職員研修	事故防止・防災・防犯緊急時の危機管理などについての研修	1回	職員等	野幌公園事務所
職員合同研修会	外部講師などを招聘し、タイムリー事柄を研修を受ける	1回	職員等	（一財）北海道体育文化協会
接遇研修	信頼性、快適性を有する接客接遇の対応力を磨くための研修	1回	職員等	野幌公園事務所
水上安全救助研修	プールでの怪我や事故等、不測の事態に備えた救助・救急訓練及び予防研修	1回	プール監視員	野幌公園事務所
火災予防訓練	避難誘導・消火・通報・搬出及び訓練及び予防研修	2回	職員等	江別市消防署

⑶事業及び業務の実施項目、年間スケジュール等

◆維持管理業務

実　施　項　目		年間スケジュール等
1　樹木等管理業務	⑴樹木管理 ①剪定	樹木の美観保持、混みすぎによる病虫害及び枯損枝の予防のため実施しますが、成長に合せて2年から3年に１回を標準とし、状況を見ながら実施します。
	②施肥	主に植栽後の幼木に樹木の健全な育成や抵抗力を高めるために実施しますが、当該公園では、植栽後26年から30年以上経過し、十分に生育した樹木が大部分を占めており、恒常的に施肥が必要な樹木はないので、樹木の状況を見ながら施肥を実施します。
	③枯損木及び風倒木処理	枯損木及び風倒木が発生した場合、伐採か復旧かを速やかに判断し、来園者の安全を第一に考え、業務を実施します。

実　施　項　目		年間スケジュール等
	④薬剤散布	病気や害虫の発生時期は、その種類や天候状態で異なるので定期的な防除は難しいうえに短期間で蔓延する場合が多いので、発見したら出来るだけ早くその種類、性質等を見極め状況を判断し実施します。
	⑤冬囲い	積雪による幹及び枝折れや幼木の保護等、雪害防止のため行いますが、当該公園は、植栽後26年から30年以上経過し、十分に育成した樹木が大部分を占めており、自然降雪には耐えることが出来るため、冬囲いを必要としない樹木が増えてきています。 したがって、冬囲いは、除雪作業による硬い雪に押されてしまう園路沿いの樹木のみ実施します。
	⑵草花管理	総合体育館玄関横等に、利用者や地域ボランティア等と協働で花壇づくりを実施します。
	⑶芝生管理 ①芝刈り	【実施予定施設及び期間】 ・硬式野球場 ・軟式野球場 ・陸上競技場 ・天然芝ホッケー場 ・ラグビー場 ・硬式野球場スタンド ・軟式野球場スタンド ・陸上競技場スタンド ・天然芝ホッケー場周辺 ・人工芝ホッケー場周辺及びスタンド ・テニスコート南側スタンド ・多目的広場

実　施　項　目		年間スケジュール等
	②施肥	５月から１０月下旬までの期間、芝生の伸長度合いを見ながら適正な時期に実施します。 【実施予定施設及び期間】 ・硬式野球場 ・軟式野球場 ・陸上競技場 ・天然芝ホッケー場 ・ラグビー場
	③灌水	５月から１０月の間で芝生の状況を見ながら実施します。 【実施予定施設及び期間】 ・硬式野球場 ・軟式野球場 ・陸上競技場 ・天然芝ホッケー場 ・ラグビー場
	④追播	５月から１０月の間で、芝生の状況を見ながら実施します。 【実施予定施設及び期間】 ・硬式野球場 ・軟式野球場 ・陸上競技場 ・天然芝ホッケー場 ・ラグビー場
	⑤目土	５月から１０月の間で芝生の状況を見ながら実施します。 【実施予定施設及び期間】 ・硬式野球場 ・軟式野球場 ・陸上競技場 ・天然芝ホッケー場 ・ラグビー場 ５月から１０月の間で芝生の状況を見ながら実施します。

実　施　項　目		年間スケジュール等
	⑥エアレーション	【実施予定施設及び期間】 ・硬式野球場 ・軟式野球場 ・陸上競技場 ・天然芝ホッケー場 ・ラグビー場 　５月から１０月の間で芝生の状況を見ながら実施します。
	⑦転圧	【実施予定施設及び期間】 ・硬式野球場 ・軟式野球場 ・陸上競技場 ・天然芝ホッケー場 ・ラグビー場 　５月から１０月の間で芝生の状況を見ながら実施します。
	⑧除草	【実施予定施設及び期間】 ・テニスコートスタンド等 ・花壇等 　５月から１０月の間で状況を見ながら実施します。

実　施　項　目		年間スケジュール等
2　施設等の管理業務	⑴施設保守等 対象範囲： ア　建物の内外壁、柱、建具、床、階段等の各部位及び各室	園路及び広場、修景施設、休養施設、運動施設、便益施設、管理施設を適正に保守管理します。
	イ　運動施設等その他屋外の各スペース及び駐車場を構成する部材等	園路及び広場、修景施設、休養施設、運動施設、便益施設、管理施設を適正に保守管理します。
	エ　電気・機械及び防災設備	毎日、適正に運転保守管理します。
	①法定点検等	点検実施回数（月）
	ア　ボイラー保守点検	6月
	イ　ばい煙濃度測定	9月、3月
	ウ　消防用設備点検	総合点検9月、機器点検3月
	エ　防火対象物点検	11月
	オ　エレベーター点検	6月、9月、12月、3月
	カ　飲料水水質検査	一般検査及びトリハロメタン検査他9月、精密検査3月
	キ　貯水槽清掃	10月
	ク　汚水槽清掃	10月
	ケ　空気環境測定	5月、7月、9月、11月、1月、3月
	コ　ネズミ・昆虫等防除	一斉防除5月、11月、生息状況等点検4月、6月、8月、10月、12月、2月
	サ　屋内・外放送設備点検	4月、8月、12月
	シ　飛込板取付点検	4月

実　施　項　目		年間スケジュール等
	ス　電気設備巡回点検 セ　重油地下タンク・埋設配管漏洩点検 ソ　電気工作物点検 タ　電話設備点検 チ　特殊建築物等定期検査 ツ　第一種機器漏洩点検	年6回の巡回点検（2ヶ月に1回を目安とする。） 3年以内毎に実施 （令和10年度予定） 月1回 月1回 3年以内毎に実施 8月～10月 6月、9月、12月、3月
	②運動施設の点検・整備等 ③事務所・物品等の管理 ④修繕 ⑤施設管理の記録・保存	月１回点検、硬式・軟式野球場のグラウンド整備（随時） 毎日、適正に管理します。 各部材の劣化、損傷、変形等について日常的に点検し、迅速に修理・修繕等を行います。 施設の管理状況を正確かつ効率的に記録し、保管します。
	⑵衛生管理 対象範囲と内容： ア　運動施設及び敷地内の緑地、駐車場その他、各スペース及び建物内のゴミ処理、清掃 イ　調整池に係る小水路の清掃 ①対象範囲のゴミの収集・搬出	公園利用者が安全かつ快適に利用できるようゴミの収集・搬出を適宜行います。

実　施　項　目		年間スケジュール等
	②対象範囲の日常・定期・特別清掃の実施	清掃作業実施表により行い、施設内の美観と衛生を保ちます。
	③プール及び合宿所の水質検査	残留塩素濃度等の水質基準を保つように適正にチェックします。
	④小水路の清掃	適宜清掃を行います。
	⑶警備等 対象範囲：園内全体、駐車場及び建物内	
	①巡視・点検等	公園の利用状況を常に把握し、事故・災害・犯罪等を未然に防止し、財産の保全を図ります。 毎日、園内の定期巡視、利用指導、建物・工作物等の点検を適切に行います。
	②夜間警備業務	総合体育館及び合宿所の夜間警備は、機械警備とします。ただし、宿泊者がいる場合は、合宿所に管理人を配置します。 門扉開閉、園内の巡回警備、総合体育館及び合宿所の巡回警備を行います。
	③記録管理	巡視及び警備の実施状況を日誌に記録管理します。
3　その他	⑷除雪	必要に応じて、園路、駐車場等の除雪を実施します。
	⑴有害駆除 蜂、カラスの巣などの駆除業務	利用者の安全を確保する必要最小限の範囲で、関係機関と協力して行います。
	⑵その他 その他公園利用者の安全確保に必要な業務	園内及び運動施設の利用状況を把握し、適宜安全指導を行います。

◆運営業務

実　施　項　目		年間スケジュール等
１　施設利用に関する業務	⑴利用窓口 ①利用者への接遇	利用者窓口に必要人員を配置し、案内、各種受付、利用承認、利用指導等適切かつ丁寧に対応します。 障がい者及び高齢者等の利便に配慮します。
	②苦情対応	利用者からの苦情等に対し迅速かつ適切に対応し、苦情処理経過を記録するとともに速やかに北海道に報告します。判断が困難な場合は、速やかに北海道に連絡し、その指示を受けます。
	③利用調整	公園施設の利用に関し、団体等との調整を行います。
	④備品等貸出業務	運動施設運営等に伴う備品等の貸出しを行い、回収の都度、安全点検を行います。
２　利用料金収受等業務	⑴規定	公園条例第６条及び第１２条の２の規定により住民に対する不当な差別的取扱いがないように適正に処理します。
	⑵運動施設等 ①利用承認	公園条例第６条に規定に基づき公園施設の利用者に対し、利用の承認をします。なお、承認の際、必要に応じて条件を付します。また、利用内容変更についても同様とします。
	②取消等	公園条例第６条の４に規定する違反等の行為に対し、承認を取り消し、又は制限若しくは停止します。

実　施　項　目		年間スケジュール等
	③利用料金の収受	公園条例の定めるところにより、施設を利用しようとする利用者から、当該施設の利用に係る利用料金を収受します。
	④利用料金の決定	各有料施設に係る利用料金については、公園条例第12条の２で定める利用料金の額を上限に、知事の承認を受けて定めます。変更の場合も同様とします。
	⑤利用料金の還付	既納の利用料金は還付しません。ただし、管理規則で定める基準に基づき全部又は一部を還付します。
	⑥利用料金の減免	管理規則で定める基準により利用料金の減免を行います。（一部減免とならない場合もあります。）
３　利用促進業務	⑴広報等	
	①広報活動	江別市政記者クラブ他報道機関へ施設利用の記事掲載等を依頼します。 近隣の大学、高校、江別市体育館に合宿所の利用促進を行います。
	②パンフレット	行事予定表を毎月７２０部発行し、施設内に掲示、江別市内の体育館やJR野幌駅など各団体・関係機関に配布し、利用促進を図ります。
	③インターネット	ホームページ等で施設の紹介、各種イベント等の情報、空き日情報などを提供します。
	⑵自主企画事業	テニス教室等の各種スポーツ教室事業、生活文化の向上に係わる事業、北海道ラグビー選手権大会等の主催大会事業、その他各種事業を企画及び運営します。

実　施　項　目		年間スケジュール等
4　備品等貸出業務	⑴備品等貸出業務	運動施設運営等に伴う備品の貸出しを行います。
5　住民等との協働環境づくり	⑴ボランティアによる公園内の環境整備等、住民参加による公園づくり事業の企画及び運営（住民参加型公園づくりの推進）	地域ボランティア等との協力による清掃活動、花壇の整備などの各種事業を企画及び運営をします。
6　事故処理等	⑴事故処理	園内での事故発生（事故、盗難、急病人やけが人）時には、直ちに被災者へ必要な措置を施すとともに管轄の警察署等関係機関へ連絡・通報するなどの適正な事故処理を行うとともに速やかに北海道に報告します。 事故後の安全対策を適切に行います。
	⑵安全対策	事故後の安全対策を適切に行い、被害の拡大及び再発を防止します。
	⑶連絡体制	関係機関も含めた適正な緊急時連絡体制を確立します。
	⑷保険加入	指定管理業務実施期間中の施設等の瑕疵に起因する第三者への損害に対応して、施設賠償責任保険に加入します。
7　災害時対応	⑴施設の利用禁止等	災害、荒天、事故等により公園の区域若しくは各施設の利用が不可能と認められる場合、又は、公園の管理上やむを得ない場合で緊急を要する場合において、あらかじめ公園管理者の了解を得ることが困難である場合は、供用時間の変更、施設の利用禁止、立入禁止区域の設定、その他必要な措置を講じます。

実　施　項　目		年間スケジュール等
	⑵利用者の安全確保	台風等の災害時には、利用者の誘導等安全確保を万全に行います。
	⑶応急措置	台風等の災害による復旧のうち、風倒木の除去、枝葉の除去、支柱の手直し等の軽微なものについては、北海道と協議の上、その復旧にあたります。
	⑷指定避難場所の開設	災害発生時に避難所が開設された場合には北海道の指示に従い、①避難所開設の可否判断に関すること②施設管理に関する業務に関すること③施設備品の供与に関すること④上記業務の進捗状況等の報告に関することについての業務を行います。
	⑸北海道に対する報告	上記の場合、いずれも速やかに北海道に報告します。
８　各種報告等	⑴事業報告書	北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例施行規則第９条に基づき、業務実施状況等について毎年度終了後30日以内に知事に報告します。
	⑵利用状況の報告	毎月の公園施設の利用状況及び利用料金収入について、翌月10日までに北海道に報告します。
	⑶占用等の進達及び管理者との協議	公園の占用や公園内での映画撮影、行商などの行為及び公園の全部又は一部を独占して使用するような各種イベント等については、知事の許可を必要とする申請があった場合若しくは申請者から相談があった場合は、管理者と緊密な連絡を図るとともに申請書類を管理者へ送付します。

実　施　項　目		年間スケジュール等
９　売店等便益施設の管理運営業務	⑴公園管理者（道）が設置した施設に係る管理運営（指定管理業務の範囲として実施するもの）	総合体育館内食堂及び売店の管理運営を行います。
10　その他	⑴その他	上記の業務のほか、公園の業務を円滑に推進するため必要な業務を行います。

⑷管理の目標達成計画（目標達成のため講ずべき措置及び達成見込等

■管理の目標達成見込

ア　利用促進

達成目標及び業績指標	R8　指標値	R8　計画
公園利用者数の増員	262.7千人	280千人
運動施設等有料施設の利用者数の現状維持〔年間130千人以上〕	130千人	140千人

イ　安全かつ快適な利用環境の提供

達成目標及び業績指標	R8　指標値	R8　計画
安全性の確保〔日常的な巡回・安全指導を効果的に実施し、利用者による事故発生件数を年間0件とする。〕	0件	0件
職員資質の向上〔安全管理・サービス向上に関する研修会を年間2回以上実施する。〕	2回	6回

ウ　住民等との協働推進

達成目標及び業績指標	R8　指標値	R8　計画
公園業務に対する地域住民との協働を推進する。〔年間延べ参加者数2,200人以上〕	2,200人	8,780人

エ　利用者満足度の向上

達成目標及び業績指標	R8　指標値	R8　計画
利用者満足度の向上〔指定管理業務に関する満足度調査で満足と回答した利用者の割合を70%以上確保する。〕	70%	70%

オ　利用促進（参考業績指標）

達成目標及び業績指標	R8　指標値	R8　計画
公園の利用促進のための自主事業の充実〔年間開催事業数28事業以上〕	28事業	36事業

■目標達成のため講ずべき措置

ア　利用促進

利用促進の方策として「道民の憩いの場としてふさわしい環境を提供」、「環境育成型の広域レクリェーション施設として、多様な住民ニーズの充足を図る」、「利用者が楽しみながら環境に対する認識を深めることができる住民参加型の公園づくり」、「利用者ニーズを踏まえた各種イベントの誘致開催」に重点を置き、地域のニーズに促した利用促進活動を推進します。

ａ　行事予定表（毎月７２０部発行）や、施設の利用空き日情報、ＰＲチラシを作成して江別市内（JR野幌駅、江別市教育委員会、江別市民体育館など）及び札幌市内（きたえーる、区体育館、プール施設など）や、各利用スポーツ団体等に配布します。

ｂ　リピーター等に対しホームページやＸ（旧Twitter）、Instagramを活用した積極的な施設利用のPRを行います。

ｃ　施設の利用期間や自主事業の開催について、新聞社・地元フリーペーパー誌に報道・取材・記事掲載を依頼する広報活動をします。

ｄ　（一財）北海道水泳連盟の委員でもある当協会職員（野幌総合運動公園所長）が持つ人脈ネットワークを最大限に活用し、道内はもとより全国から水泳大会及び水泳合宿の積極的な誘致活動を行います。

ｅ　江別市が実施する「江別市スポーツ合宿誘致推進事業」を活用し、江別市との連携・協力により、全国からスポーツ合宿の誘致に取り組みます。

ｆ　利用者・主催者に対し、イベント提案・創出などトータルサポートの充実を図ります。

ｇ　こどもから大人まで幅広い層を対象としたスポーツ・文化教室を開催します。

ｈ　利用者のニーズを踏まえた利用時間を設定など、柔軟な対応をします。

ｉ　利用料金上限額の範囲内で、施設の実態に合った利用しやすい料金設定をします。

ｊ　各種スポーツ競技会・大会の主催及び共催・後援を行います。

ｋ　冬期間閉鎖された屋外施設の有効利用策として雪中ラグビー大会を開催し、冬の体力づくりに貢献します。

ｌ　施設名にとらわれずに、陸上競技場インフィールド（芝生）でのサッカー・ラクロス競技、、ホッケー・サッカー場（天然芝）でのアルティメット大会、など、幅広いジャンルのスポーツ種目への開放による利用拡大を図ります。

スポーツレクリェーション施設として、利用者に「利用しやすい」　「また利用したい」などと感じていただける魅力ある公園施設の運営が大切なことと考え、次のような取り組みを行い利用促進を図ります。

ｍ　プール施設の衛生基準の確保については、利用者に快適に利用していただけるよう厳正に取り組み、（公財）日本水泳連盟競泳競技規則による水温25℃～28℃の維持のほか、厚生労働省健康局長通知の「遊泳用プールの衛生基準」（濁度2度以下、遊離残留塩素濃度0.4mg/ℓ以上1.0mg/ℓ以下など）を遵守し、衛生的で快適なプール環境を提供します。

　要望が多かったパドルやフィンの利用については、一般遊泳者との接触事故が起きないよう、専用のコースを設けます。泳ぐスピードが違う双方の安全を確保するとともに、利用促進に繋げていきます。

　当協会の職員で、（一財）北海道水泳連盟委員の人脈ネットワークを最大限に活用した利用促進の結果、水球日本代表女子チームの国内強化合宿のほか、アーティスティックスイミングの日本選手権参加チームやオリンピック代表選手、国体代表選手団などの強化合宿の誘致に成功しました。これからも全国レベルの大会・合宿誘致に努めます。

　希望者に泳いだ距離を証明する「遊泳記録証」の発行、（公財）日本スポーツ協会公認水泳教師による「成人水泳教室」開催や、野幌総合運動公園スポーツクラブとしてマスターズチームと社会人チームが全国大会・世界大会へ出場するなど、レクリエーション性や競技性のある様々な事業を実施します。

　飛込プールの利用者は、飛込競技人口の減少に伴い減少傾向にありますが、アーティスティックスイミングや（公財）日本ライフセービング協会北海道支部によるライフセーバー講習会、北海道消防学校、北海道防災航空隊、北海道警察機動隊、室蘭市消防本部の水難救助訓練など、多面的な利用を促進し、有効活用・利用拡大を図ります。

ｎ　体育館は、メインアリーナとサブアリーナがあり利用種目や大会規模によって使い分けされています。

　また、メイン・サブ同時使用により全国クラスの大規模な大会開催が可能です。

　大会日程は、毎年開催される利用調整会議により決定し、年間を通じてコンスタントに大会で利用されています。サブアリーナは特にテニスサークルなどに人気があり、年間を通じて利用されています。

　また、スポーツ器具類の備品も充実しており、多くの競技種目の利用が可能で、全国中学校体育大会（体操競技）や、全国高等学校総合体育大会（水泳、ホッケー競技）などが開催されています。今後も全国大会などの大規模な大会の誘致に努めます。

ｏ　野球場整備は、野球競技の専門家や専門業者への委託及び利用者の協力により、利用しやすいグラウンド整備及び外野芝生維持管理を行い、快適にプレーすることができる最適なコンディションを維持しています。

　また、ベース、ラインカー、散水ホース、レーキなど器具備品なども常に点検整備し、良い環境を整えます。

　さらに、プロ野球公式戦、高校野球の予選などの誘致、スポーツ普及振興事業で協定を結んだ北翔大学の硬式野球部による「野球教室」や「少年少女のっぽろ野球まつり」、江別市少年軟式野球連盟・江別野球連盟の協力による「体文協杯親睦少年軟式野球大会」などの開催、利用実績がある慶應義塾高等学校野球部やＨｏｎｄａ硬式野球部など、道外からの合宿誘致に力を入れ、利用促進を図ります。

ｐ　ラグビー場は、（一財）北海道ラグビーフットボール協会の協力により、競技芝の専門業者が芝生グラウンドの整備を行うほか、当協会の担当職員と専門スタッフが芝刈り・散水・目土など、日常的に適切なメンテナンスを行い、快適にプレーすることができる最適なグラウンドコンディションを維持します。

　さらに、同協会の協力による当協会主催大会「北海道ジュニアラグビー選手権大会」「雪中ラグビー大会」などを開催するほか、「ラグビーワールドカップ２０１９日本大会」のオーストラリア代表チームの公認キャンプ地となり、良質な芝となったことを最大限に生かし、利用促進と利用拡大を図ります。

ｑ　陸上競技場は、江別市陸上競技協会に所属する管理スタッフを配置して、競技場利用にあたっての案内、利用方法の指導、スターティングブロック・走り高跳び用具・走り幅跳び用具などを貸出します。

　また、全日本短距離合宿では国内トップアスリートにも利用され、北翔大学の協力による小学生対象の「走り方教室」や「ジュニア陸上クリニック」を開催し、競技人口の底辺拡大を図るほか、学校等の陸上記録会、運動会、体育大会、近代三種競技、一輪車大会、よさこい練習会などで利用いただけるよう利用促進に努めます。

　今後は、インフィールド（芝生）をサッカー・ラクロスなど、多様なスポーツへ開放し、施設の有効利用を図ります。

ｒ　テニスコートは、全天候型オムニコート（砂入り人工芝）で天候に左右されにくい利点があること、コートが１８面あるため大規模大会の運営には最適な環境であり、設備が整っていることを北海道テニス協会などの団体や近隣の高校・中学校等にPRして利用促進を図っていきます。

　また、平日の利用率を向上させるため、平日限定で高校生以下半額料金の設定、利用者のニーズを踏まえた料金設定や利用時間の延長をする等、各種サービスで利用者増に努めていきます。

s　ホッケー・サッカー場は、人工芝と天然芝があり、人工芝は日本ホッケー協会公認競技場として認定され、北海道高等学校選抜ホッケー大会や第14回全日本マスターズホッケー大会など、主に陸上ホッケー競技に利用されています。

　また、天然芝は、社会人サークルやクラブでのサッカー競技をメインに利用されています。

　今後は、道内唯一であるホッケー場人工芝を全国にPRし、スポーツ合宿誘致を重点に利用促進を図ります。

t　合宿所には、利用者が快適に利用いただけるように管理スタッフを配置し、チェックイン・チェックアウトの時間などの様々な要望に応え、親切かつ丁寧なサービスで対応します。

　また、利用者の要望を取り入れ食事の用意、スナック類・清涼飲料水等自動販売機や、無料で使用できるドライヤー・洗濯機・乾燥機・共同冷蔵庫の設置などの環境を整え、快適な宿泊を提供します。

u　利用者にいつでも気持ちよく利用いただけるよう、園内のトイレや園路等の清掃や植物の手入れなど美化に努め、快適な環境を維持します。

　また、大自然に囲まれて緑あふれ、四季折々のロケーションが楽しめる公園の魅力をホームページで情報提供します。

　園内を楽しみながらご利用いただけるようウォーキング・ジョギングコース（１周２．８㎞）を設けて「完歩・完走記録証」を贈呈する事業の実施、利用者が参加できる「花壇づくり」、「木の名札づくり」などの開催を検討します。

v　冬の公園の魅力を存分に楽しめるイベントを開催し、冬期間の公園の利活用、利用促進を図ります。

　ミニゲレンデでのそり滑りやスノーラフティングを楽しむ「のっぽろスノーランド」や、「雪中ラグビー大会」を主催事業で開催します。

イ　利用料金の割引に関する取組の実施計画

施設の利用料金については、北海道立都市公園条例第１２条の２の３の別表３に定められた額の範囲内で知事の承認を得て料金を設定します。

利用料金の設定については、近隣の類似施設である札幌市平岸プールや江別市青年センタープール、札幌市各体育館、円山総合運動場及び全国類似施設の利用料金を参考に、利用実績や実勢単価を考慮したうえで利用しやすい料金設定とします。

利用者のニーズに応え、個人利用区分のあるプール及び体育館、陸上競技場の回数券・定期券を設定し、利用者サービスの向上と利用者増を図ります。

施　　設	内　　容
プール 体育館 陸上競技場	①回数券（6回券）…5回分の利用料金で6回分利用できます。 ②定期券（１ヶ月券）･･･10回分の利用料金で１ヶ月間利用できます。 ※②はプールのみ
テニスコート	高校生以下の利用は、平日半額料金（繁忙期の大会利用を除く）で利用できます。

ウ　安全かつ快適な利用環境の提供

事故防止・防災・防犯・その他緊急時の危機管理対応は施設管理の基本であると考え、事故を未然に防ぐために日常の巡回や点検の強化、防災にあたっては消防法による防火管理者規定を定めるなどの関係法令を遵守します。

職員等の業務意識の向上と組織機能を十分に発揮する主旨で危機対応力を推進することを目的として、危機管理／リスク・マネジメントの実践マニュアルを策定しています。

万が一の災害・事故発生時に迅速かつ確実な対応ができるよう実践マニュアルを綿密に整備して、教育・訓練を行うことは勿論のこと、危機管理体制をあらかじめ構築し、正確な情報の入手と判断、的確な被害状況の把握と迅速な応急対応により、利用者の安全の確保と被害の拡大防止を徹底します。

事故を未然に防ぐため「適正な利用がなされているか」「施設・設備が正常に機能しているか」など危険を予知する心構えで巡回や点検・監視を行います。

また、チェックリスト表などを利用し、職員・スタッフ全員が情報を共有し状況に応じて注意を促します。

様々な災害（火災・地震・台風など）に対応するため、関係法令を遵守し、消防設備の配置状況の確認や点検整備を行うなど、防災体制の充実・整備を確立するとともに火災訓練などの訓練を実施し、緊急体制の確保に努めます。

江別市からの依頼で北海道が受諾した江別市地域防災計画により、指定緊急避難場所及び指定避難所に指定されています。災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合、速やかに指定避難場所開設の可否の判断をし、次に避難所としての施設管理、施設備品の供与など、北海道の指示を受けながら適切に業務にあたります。

また、指定避難所として開設した際は、江別市総務部危機対策室と連携をとり、避難者対応及び避難所運営に全面的に協力します。

防火・防災については、消防法に基づき野幌総合運動公園の消防計画を定め、防火管理者及び火気取締責任者を設置し、火災の未然防止に努めるとともに「自衛消防隊」を編成し、消防署の協力を得て年２回の自衛消防訓練を実施し、有事の際の来場者等の安全確保に努めます。

非常災害時に備え火災訓練を行います。全道火災予防週間（春・秋の年２回）に合わせ、江別市消防署の立会と指導により、職員・スタッフのみではなく、施設利用者のご協力・ご参加をいただいて総合的な訓練を行います。（避難誘導・消火・通報・搬出及び救護など）迅速で適正な初動体制の構築を図り、施設利用者の安全を確保します。

非常災害時など迅速に対応するため、緊急連絡網を作成・整備し、連絡体制及び連携体制の強化を図り、夜間や休日についても、２４時間体制で管理し、事故のないように努めます。

また、日常的に連絡図を事務所に掲示し、職員・スタッフが常に確認を行うとともに、緊急時には北海道や関係機関に速やかに連絡・報告し、情報を共有します。

宿泊施設である合宿所（20室 定員100名）には、火災通報装置、火災通報専用電話が設置され、速やかに消防署へ通報されるシステムになっており、利用者に対する避難誘導口（非常口）の周知や消火器の配置などを明確にし、自衛消防隊及び管理スタッフにより安全対策に万全を尽くします。

屋外施設利用者や公園利用者は屋外空間で活動しており、大雨、暴風、大雪、雷、竜巻等の自然現象の影響を大きく受けることから、巡回による公園状況等の把握と、気象データに注意しながら、利用者の安全確保を第一に考え緊急事態に備えます。

気象等に対する警戒が必要な場合は、気象警戒体制をとり、公園事務所の中に気象警戒体制責任者及びパトロール要員を置き、公園の安全を確保します。

江別市において、気象警報発令時及び地震（震度４以上）が発生した際は、建設部作成の対応マニュアルに沿って行動し、利用者の避難誘導、安全確保を最優先で対応します。

大まかな流れとしては、①警戒体制（来園者に対して注意喚起）②施設状況等の確認（パトロールによる施設及び利用者の確認）③使用制限（危険が予見される場合、その区域または施設の使用を禁止）④体制解除（パトロールを行い異常がないことを確認後に解除）の順に対応し、速やかにその処理顛末を札幌建設管理部用地管理室維持管理課まで報告します。

対処に時間的余裕がない大規模な自然災害や、弾道ミサイル攻撃などが発生し、Ｊアラートが発動された場合に、当公園には防災行政無線などに連動した自動放送設備がないため、非常放送設備により公園内全利用者に向けてＪアラートの内容を周知します。基本的には、屋内施設に退避するよう誘導し、利用者の安全確保に努めます。

近隣や公園内にヒグマが出没した場合は、北海道および江別市への連絡や対応、監視の強化を行います。また、来園者や地域住民への注意喚起も迅速に行います。

■自衛消防隊組織図

空知総合振興局
札幌建設管理部
TEL [redacted]

野幌総合運動公園
TEL [redacted]
自衛消防隊長
所長 [redacted]

副隊長（防火管理者）
副所長
[redacted]

（一財）北海道体育文化協会
TEL [redacted]

【避難誘導班】
班長
事業係長
[redacted]

【避難誘導援助班】
夜間管理員
警備員

【通報連絡班】
班長
非常勤職員

【通報連絡援助班】
夜間管理員
警備員

【救護班】
班長
管理課長
[redacted]

【消火班】
班長
電気・機械設備員
[redacted]

【消火援助班】
夜間管理員
警備員

【搬出班】
班長
嘱託（管理）
[redacted]

夜間対応

■夜間合宿所非常時連絡図

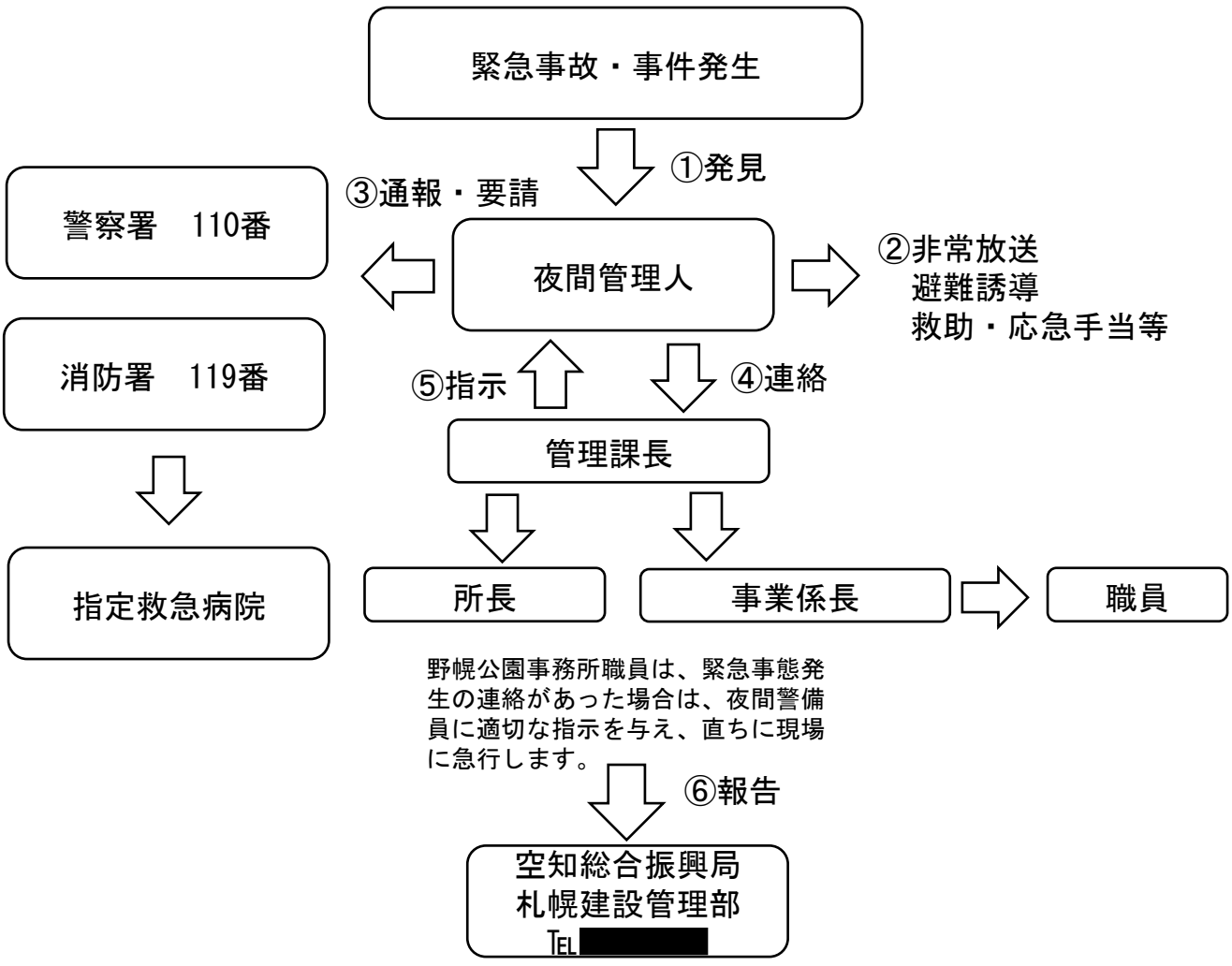

■利用者の安全対策

事故・災害・犯罪等の対策	対策の内容
予　　防	①日常の巡回、施設設備の点検・確認 ②自衛消防隊火災訓練・救急処置対策 ③各種マニュアルの作成と緊急連絡網の整備 ④警察等関係機関からの情報の提供及び共有
発生時の対応	①正確な情報の入手と適切な判断 ②非常時緊急連絡体制による適切な措置と報告 ③自衛消防隊の迅速・適切な対応 ④施設所有者賠償責任保険

		対　象	業務内容	実施期間・時間	実施回数
日常巡視		公園内	・危険箇所の発見、修理 ・不審者の発見、事故防止、通報 ・利用者への注意、事故未然防止	4月25日から 11月23日まで 9：00～17：00	1日4回
昼夜間	有人管理	合宿所	・不法侵入者取り締まり ・合宿所受付業務 ・野球場受付業務	4月 1日から 3月31日まで 14：00～10：00	合宿所利用日
夜間	機械警備	合宿所 体育館	・警報警備機器を使用したオンラインセキュリティシステムにより実施	4月 1日から 3月31日まで 17：00～9：00	通　年

■施設所有者賠償責任保険の加入

対　　象	補　償　内　容
1名につき	身体3,000万円
1事故につき	身体　　1億円
1事故につき	財物　500万円

■個人情報の保護

　個人情報の取り扱いに当たっては、個人の権利・利益を侵害することがないように努め、個人情報を収集し、又は利用しようとするときは業務の範囲内で行うものとします。業務を遂行するために収集・作成した個人情報を第三者に提供することを禁じ、また提示を受けた個人情報、収集した個人情報の記録は、これを流出することがないようにします。

　北海道の個人情報保護条例に基づき、多数の利用者が利用する施設としての個人情報の取り扱いについて重要かつ適切な管理体制をとり、当協会が定めた「個人情報保護規程」及び北海道の「北海道個人情報保護条例」に定める内容を遵守します。

【具体的な対策】

⑴記録媒体（パソコン本体・ＵＳＢメモリー・ＣＤ－Ｒ等）の職場外持ち出しは原則禁止する。
⑵業務終了時には、上記の記録媒体を施錠できる場所等に保管する。
⑶当協会規定による保存期間を経過したものは専門業者に委託し、廃棄処分する。
⑷個人情報は、外部の目に触れないよう厳重に管理する。
⑸ミスプリント等で生じた個人情報記録書類は、シュレッダーで廃棄処分する。
⑹職員退館時は、安全対策のためパソコンをパスワードでロックする。
⑺個人情報に係る全てのものは、目的外利用を厳禁とする。
⑻パソコンのウイルス感染による個人情報漏洩防止のため、セキュリティソフトを導入する。

■職員資質の向上

　利用者サービスの向上を図るため、「職員・スタッフの資質向上」が大切と考え、接遇研修をはじめ、スタッフミーティングや各種教育訓練を定期的に計画・実施し、施設利用者の利便性の向上と質の高いサービスにより、顧客満足度（ＣＳ）の向上を図っていきます。

　また、外部講師などを招聘し、施設職員研修、職員合同研修会、その他以下に掲げる各種講習会等への参加により、施設利用者に対する接遇や安全管理、
利用者サービスなどに関する方策などを学び、職員・スタッフの資質向上と意識改革を図ります。

⑴職場職員研修（年１回以上実施）
⑵職員合同研修会（年１回以上実施）
⑶職員・スタッフ接遇研修（年１回実施）
⑷水上安全救助研修会（年１回実施）
⑸火災予防訓練（年２回実施）
⑹スポーツ施設（管理士・運営士）養成講習会
⑺災害避難シミュレーション合同研修会
⑻各種講習会・講演会・セミナーなどへの参加

以上の教育研修等を実施または参加し、職員・スタッフの一人一人が自覚と責任を持って利用者に安全で快適な利用環境を提供するとともに、サービスの向上に努めます。

また、職員及びスタッフ全てが「ユニフォーム」・「ネームプレート」を着用し、利用者に「誠意と責任」ある応対を実践し、親しみと信頼感を育み「また利用したい」と思っていただける対応ができる職員・スタッフの育成を確立します。

ウ　住民等との協働推進

当協会の基本理念「地域と共生し健康で豊かな社会生活の実現を目指します」に基づき、地域の皆さんや利用者の参加による魅力的な公園づくりのための様々な活動の担い手として期待される地域のボランティア組織や活動等との連携・協力関係を構築し、地域社会の活性化や美しく良好な環境の保全と創造の推進に積極的に取り組んでいきます。

■地域住民等との協働

事　業　名	日　程	参加者数	事　業　概　要
公園をきれいにする取り組み	春･秋	400人	利用者やボランティア等の参加･協力による公園及び運動施設の整備及び清掃活動
花壇の整備･花の植込み	6月	60人	利用者や地域住民･スポーツ利用団体の参加･協力による花壇の整備･花の植込み
野の花の丘の整備	4～10月	60人	道立公園植生研究会のボランティア活動により、野の花の丘の整備を実施します。
パークフロントフェスティバル	5～11月	3,000人	北海道グルメの発信（キッチンカー）や体験型のイベントを開催し近隣区域の交流活性化を図る。
クラフト教室	12月	20人	利用者や地域住民に参加いただき公園内のどんぐり、松ぼっくりなどを利用して、ひな人形や写真盾を作る体験をします。
運営連絡協議会の開催	随時	30人	近隣地域における類似施設や学校、団体、自治会などとの相互の親睦と利用促進を図るための情報交換
地域防災活動	随時	30人	隣接する産学官と地域住民が防災対策について考え勉強し、相互応援で助け合う
地元財団の主催大会に運営協力	9月	1,000人	（一財）江別市スポーツ振興財団が主催する当施設利用の江別FAN　RANマラソン大会の運営協力
冬道走行訓練	1月	100人	野幌運動公園利用者が利用する公共交通機関であるジェイ・アール北海道株式会社が運航する路線バスの安全性の向上を図り、施設の利用促進と利便性をアピールするための共催開催

事　業　名	日　程	参加者数	事　業　概　要
北翔大学との包括連携協定による事業	4～3月	2,220人	当運動公園を利用してのスポーツの普及振興に協力する。のっぽろ野球まつり、ジュニア陸上クリニック、走り方教室、スノーランドの開催
北海道スポーツ企画とのパートナー協定による事業	通年	1,860人	スポーツの普及振興と向上を目的に子供たちに人気のサッカー教室、成人水泳教室、ピラティス教室を委託事業として開催
合計		8,780人	

エ　利用者満足度の向上

来園された利用者の期待に応えるサービスの提供を常に心がけ、利用者の目線に立って、

①安全への配慮（信頼感、安心感）

②美観・清潔に（快適性、やすらぎ）

③親切・丁寧に（うるおい、心地よさ）

④スピーディーな対応（思いやり、共感）

を重視し、「安心感のある接客」に努めます。

⑸利用者ニーズの把握、苦情・意見等への対応等の実施方針

■ニーズの把握（要望・苦情）

運動公園の魅力とサービスを高めていくため、利用者の公園に対するニーズを的確に把握することが重要と考えています。職員・スタッフは常に笑顔で親切な対応を心がけ、利用者からも気軽に声をかけていただける雰囲気づくりを心がけ、利用者とのコミュニケーションを深め、要望や意見等の声を直接聞き、施設の管理運営に反映させるように努めます。

また、ご意見箱の設置や利用者アンケートの実施、江別市スポーツ推進審議会（スポーツ関連団体、近隣学校等で構成）や利用調整会議などを開催し、様々なご意見やニーズの把握に努め、ご要望等に対して迅速に対応し業務の改善を図るなど、施設環境の向上に努めます。

■取り扱いの方法

前記のとおり、「ご意見箱」や「気軽な声かけ」等により日常的に利用者の要望・苦情を把握し公平性・透明性を確保した対応を行うとともに、職員・スタッフが共通の認識を持って誠実に対策にあたり、業務レベルの一層の向上と改善に努めます。

ご意見・苦情等をお寄せいただいた方には、迅速な対処を原則とします。検討など時間を要する場合には、経過報告も含め後日、速やかに回答します。

また、要望・苦情の内容、対応結果は申出者のプライバシーに十分配慮し、適正かつ厳重に管理します。

問題解決のフロー図

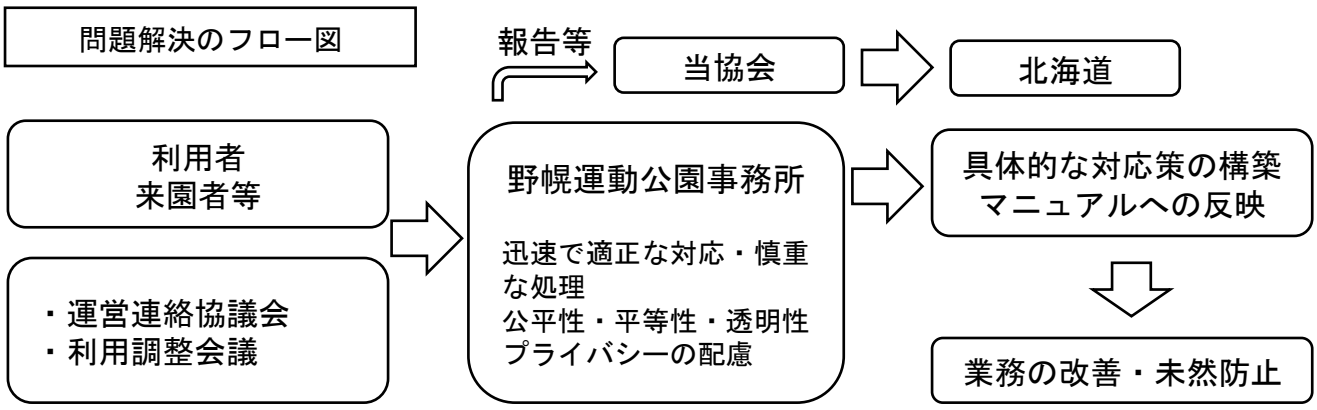

苦情対応のステップ

第１段階・・・お客様の申告を十分に聞く

・まず謝罪をする（部分謝罪）
・傾聴と共感
・状況を把握する
※言葉づかいに気をつけ、メモをとる

第２段階・・・申告の内容によって処理方法を決める

お客様の誤解、勘違いなどの場合
・お客様と議論しない
・お客様が正しいと考えて処理にあたる
・お客様の間違いを言葉で指摘しない
・お願いの表現で話す
・一言添える

私たちに非がある場合
・謝罪する
・問題解決を図る
・電話で苦情を受けたら、できるだけ伺ってお詫びする
・上司への報告や他の人への引き継ぎは申告内容を正確に伝える
・お客様への中間報告

●納得していただけないとき
・人を変える
・場所を変える
・時を変える

第３段階・・・苦情・クレームの発生原因の調査

・お客様が納得するために誠意を尽くしたか
・社会の視点（社会が許容してくれるか）
・内部告発＝コミュニケーション不足

第４段階・・・原因が判明した場合は、処理経過を周知・徹底させる

苦情・クレームの再発防止

ＰＤＣＡサイクルマネジメント

施設利用者の利便性の向上と質の高いサービスの提供により、誰もが楽しめ、安心して利用できる「安全・安心」に基づき、利用者に「憩い・くつろぎ・ふれあい」の場となる施設づくりを目指します。

施設の管理運営において、当協会は幹部会議による評価報告会を定期的に開催し、業務運営上の課題や改善策を提起し、その後運営に反映させ、自主的・自立的業務運営・内部管理体制の充実を図るなど、常に利用者サービスの向上と発展に努めます。

ＰＤＣＡサイクル

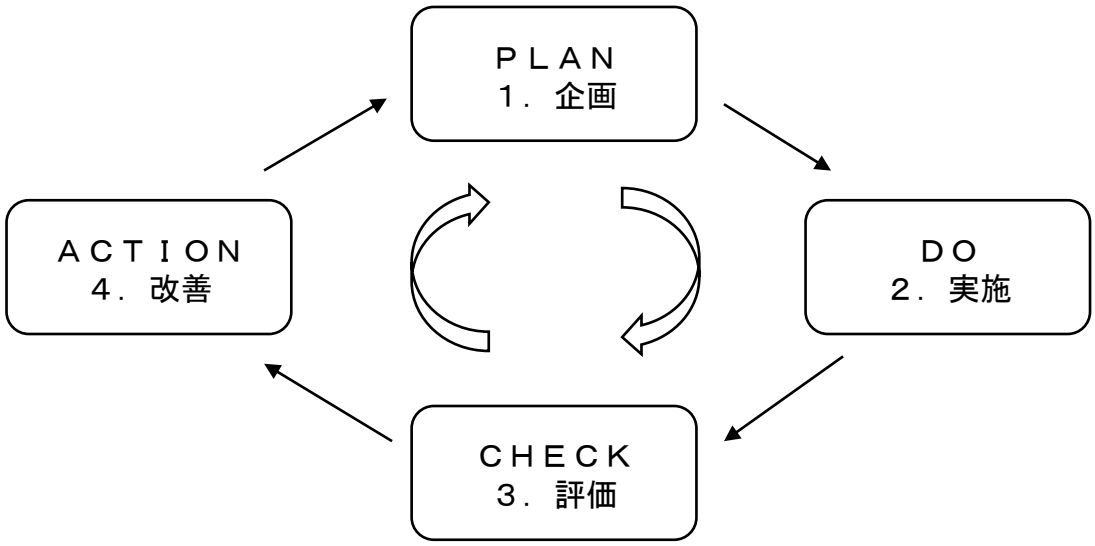

１．ＰＬＡＮ…企画
⑴維持管理業務体制の構築
⑵業務計画書
⑶緊急時の対応体制
⑷各種マニュアルの整備

２．ＤＯ…実施
⑴管理運営業務の実施
⑵緊急時対応訓練、教育の実施

３．ＣＨＥＣＫ…評価
⑴維持管理業務の履行確認
⑵各種訓練教育の成果確認
⑶利用者満足度ＣＳの調査、確認

４．ＡＣＴＩＯＮ…改善
⑴自己評価の結果を踏まえた改善策の立案と計画

●幹部会議で評価・改善…定期的に開催（６ヶ月ごと）
⑴業務計画書に基づき年度計画に定めた項目の確実な実施に資するための業務の進行管理を検証する。
⑵年度計画に定めた項目の達成状況及びその他業務全般についての自己点検評価を行う。

2　利用者数の見込等に関すること。（月別、事業別利用者数等の見込等）

R8年度利用者数の見込み等（月別、事業別利用者数等の見込等）

区分＼月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
メインアリーナ	(人)	3,000	7,000	3,800	2,400	1,200	2,600	1,800	3,000	3,800	200	1,500	1,500	31,800
サブアリーナ	(人)	1,000	1,400	1,900	1,000	1,000	500	1,400	1,000	1,300	1,100	1,000	1,300	13,900
プール	(人)	1,200	2,600	4,100	3,700	4,000	2,400	1,000	2,100	1,400	0	0	1,000	23,500
テニスコート	(人)	100	2,900	1,500	2,600	3,400	1,100	1,600	100	0	0	0	0	13,300
陸上競技場	(人)	200	2,500	1,850	1,350	1,100	600	650	200	0	0	0	0	8,450
硬式野球場	(人)	0	5,200	5,000	4,200	3,200	1,800	3,200	0	0	0	0	0	22,600
軟式野球場	(人)	0	3,800	2,000	1,400	1,600	1,700	3,000	0	0	0	0	0	13,500
ラグビー場	(人)	0	0	300	800	800	150	1,300	0	0	0	0	0	3,350
人工芝ホッケー場	(人)	300	900	500	600	600	500	450	150	0	0	0	0	4,000
天然芝ホッケー場	(人)	0	0	800	800	800	800	800	0	0	0	0	0	4,000
合宿所	(人)	50	200	300	400	150	150	100	50	200	50	50	80	1,780
研修室A・B	(人)	140	520	430	520	400	160	300	290	280	190	60	220	3,510
プレイルームA・B	(人)	30	250	170	350	150	80	210	200	80	90	30	100	1,740
視察・見学・遠足	(人)	0	0	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	300
多目的広場	(人)	220	2,800	1,900	2,600	700	1,500	3,000	500	0	0	0	0	13,220
入園者	(人)	1,400	12,900	13,900	18,000	14,100	15,500	12,500	3,000	0	0	0	0	91,300
園路・園地	(人)	140	2,000	2,300	2,700	2,300	2,500	1,200	300	0	0	0	0	13,440
合　計	(人)	7,780	44,970	41,050	43,420	35,500	32,040	32,510	10,890	7,060	1,630	2,640	4,200	263,690

有料施設計見込	(人)	5,850	26,500	22,050	19,250	17,850	12,300	15,300	6,600	6,700	1,350	2,550	3,880	140,180
無料施設計見込	(人)	1,930	18,470	19,000	24,170	17,650	19,740	17,210	4,290	360	280	90	320	123,510

※入園者に係わる利用者数のカウント方法

・職員による園内巡回時にカウント（散策者等）

・利用者からの申請による把握（学校遠足・施設見学）

3　各業務の実施計画に関すること。

⑴利用提供業務に関する実施計画（公園施設の利用の期間及び時間等及び具体的な利用提供業務の実施計画

施設名		期間	時間	利用提供業務の実施計画
公園		夏期　4～11月	6時30分～21時00分	散策、遠足、ジョギング、マラソン等の園内一般利用
		冬期　12～　3月		散策、歩くスキー等の園内一般利用
駐車場		夏期　4～11月	6時30分～21時00分	5箇所の駐車場の利用
		冬期　12～　3月		南駐車場と西駐車場はクローズ
水泳プール		4月1日～3月31日	9時00分～17時00分	全部利用又は個人利用（競泳用、飛び込み用）
体育館（メイン・サブアリーナ）		4月1日～3月31日	9時00分～17時00分	全部利用又は個人利用（バスケットボール、バレーボール、テニス、バドミントン他）
テニスコート		4月25日～11月23日	9時00分～17時00分	全部利用又は一部利用
ホッケー・サッカー場	人工芝	4月25日～11月23日	9時00分～17時00分	全部利用
	天然芝	6月1日～10月31日	9時00分～17時00分	全部利用
ラグビー場		6月1日～10月31日	9時00分～17時00分	全部利用（A面のみ1面）
軟式野球場		5月1日～10月31日	9時00分～17時00分	全部利用
硬式野球場		5月1日～10月31日	9時00分～17時00分	全部利用
陸上競技場	トラック	5月1日～11月23日	9時00分～17時00分	全部利用又は個人利用
	インフィールド	令和8年度は芝生養生のため休止		
合宿所		4月1日～3月31日	15時00分～10時00分	個人・団体利用

■利用時間延長について

全部利用（団体利用）の利用申し込みがあった場合は、
上記表の期間の5時00分～9時00分と17時00分～23時00分の利用時間の延長をします。

■休館日について

年末年始の12月29日から1月3日まで
プール及び体育館は、月曜日（当該日が休日に当たるときは、休日に該当しない当該日の直後の日）。ただし、全部利用の申し込み及び企画事業（18時～20時の間）の開催があった場合又は特別な事由がある場合は、開場します。

■その他

上記表の期間、時間であっても、施設設備の法定点検・修繕等整備が必要な場合は、施設設備点検・整備日とすることがあります。
記載事項以外については、別途、協議します。

⑵利用促進業務に関する実施計画（利用促進のための事業の実施計画及び利用者数の見込み等）

■広報活動

項　　目	活　動　計　画			
	第1四半期 （4～6月）	第2四半期 （7～9月）	第3四半期 （10～12月）	第4四半期 （1～3月）
行事予定表の作成・配布	720部作成し、江別市民体育館等に配布します。	720部作成し、江別市民体育館等に配布します。	720部作成し、江別市民体育館等に配布します。	720部作成し、江別市民体育館等に配布します。
行事予定表及び空き日情報のFAX・郵送提供	利用団体等に情報提供します。	利用団体等に情報提供します。	利用団体等に情報提供します。	利用団体等に情報提供します。
利用案内のPRチラシ配布	近隣の大学、高校、中学校に平日の利用をPRと企画事業等のチラシを配布します。	近隣の大学、高校、中学校に平日の利用をPRと企画事業等のチラシを配布します。	近隣の大学、高校、中学校に平日の利用をPRと企画事業等のチラシを配布します。	近隣の大学、高校、中学校に平日の利用をPRと企画事業等のチラシを配布します。
企画事業等のPR	各種教室等の企画事業をHP、Twitter、Instagram、館内掲示板等でPRします。	各種教室等の企画事業をHP、Twitter、Instagram、館内掲示板等でPRします。	各種教室等の企画事業をHP、Twitter、Instagram、館内掲示板等でPRします。	各種教室等の企画事業をHP、Twitter、Instagram、館内掲示板等でPRします。
ホームページ上での行事予定及び利用案内の掲載	ホームページの更新を行い、行事予定等を掲載します。	ホームページの更新を行い、行事予定等を掲載します。	ホームページの更新を行い、行事予定等を掲載します。	ホームページの更新を行い、行事予定等を掲載します。

■企画事業等

事　業　名	実施時期	参加人数	事業概要
テ　ニ　ス　教　室	4～3月	800人	テニスの基本技術の習得とゲームの進め方を指導します。
体操・新体操教室	4～3月	1,920人	体操用マットやトランポリンなどを使い、身体を動かし楽しくリズミカルに体力づくりを指導します。
ヨ　ガ　教　室	4～3月	400人	呼吸法、ポーズの指導をします。
成　人　水　泳　教　室	4～12月	900人	４泳法の習得水中運動を行い、健康増進・体力づくりの指導をします。
ピ　ラ　テ　ィ　ス　教　室	4～3月	320人	呼吸法、ポーズの指導をします。
サ　ッ　カ　ー　教　室	4～3月	840人	幼稚園児から小学生を対象にボールコントロールなどの技術や実践的な技術を指導します。
野　球　教　室	4～3月	600人	小・中学生を対象にブルーインズ野球チームより講師を招いて教室を開催します。
バスケットボール教室	4～3月	1,080人	小学生、中学生を対象にレバンガ北海道より講師を招いて教室を開催します。
スポーツ支援事業	4～3月	280人	当施設利用以外のスポーツ団体へ合宿所を有償提供し活動の支援をする。
マスターズスイマークリニック	5月	20人	オリンピアと現役スイマーによる水泳のクリニックを開催します。
走　り　方　教　室	5月	240人	北翔大学陸上部監督及び部員による小学生を対象に走り方を指導します。
全道熟年テニス大会	6月	120人	熟年選手による大会を開催します。
少年少女のっぽろ野球まつり	7月	420人	野球未経験者や初心者を対象に、キャッチボールや野球教室等を行い、野球に接してもらうイベントを開催します。
北海道ジュニアラグビー選手権大会	8月	1,000人	北海道ラグビー協会加盟の小中学生チームを対象に大会を開催します。
ジ　ュ　ニ　ア　サ　ッ　カ　ー　大　会	8月	100人	北海道スポーツ企画と連携し小学生サッカーチームを対象の大会を開催します。
のっぽろ水泳記録会	11月	200人	水泳愛好者を集め水泳記録会を開催します。
親睦少年軟式野球大会	10月	400人	江別市少年軟式野球連盟加盟チームを対象に大会を開催します。
ジュニア陸上クリニック	2月	60人	北翔大学陸上部監督及び部員により、近隣の中学校陸上部生徒に走り方等の指導します。
のっぽろティーボール大会	2月	300人	野球に関るティボールを通じて野球に興味を持ってもらう野球普及活動と冬期間のスポーツの場を作るイベントとし大会を行います。

事　業　名	実施時期	参加人数	事業概要
雪中ラグビー大会	2月	300人	小学生を中心に、雪中でのラグビー大会を開催します。
スポーツ教室テニス大会	3月	15人	教室受講生による大会を開催します。
新体操発表会	3月	200人	教室受講生による大会を開催します。
完歩・完走記録証の発行	4～11月	20人	園内をウォーキングやジョギングをしている方に走歩・走破した距離を記録証として発行します。
遊泳記録証の発行	4～9月、3月	30人	プールで遊泳している方に泳いだ距離を記録証として発行します。
パークフロントフェスティバル	5～11月	3,000人	北海道グルメの発信（キッチンカー）や体験型のイベントを開催し近隣区域の交流活性化を図る。
ロビークラフト教室	12月	20人	公園内にある素材を使って、リース作り教室を開催します。
クリスマス会	12月	40人	小学生体操・新体操教室会員を対象にクリスマスのイベントを開催します。
江別FAN　RANマラソン大会	10月	600人	（一財）江別市スポーツ振興財団と共催し、原始林クロスカントリー大会を開催します。
トップアスリートに学ぶ運動能力向上プログラム	10月	40人	一財）江別市スポーツ振興財団と共催し小学生を対象に右代啓祐選手によるスポーツ教室を開催します。
冬道走行訓練	1月	100人	野幌運動公園利用者が利用するＪＲ北海道（株）が運航する路線バスの安全性の向上を図り、施設の利用促進と利便性アピールするための共催します。
スノーランタン鑑賞会	2月	200人	園路にスノーランタンを設置し、教室受講生や施設来場者に楽しんでもらいます。
のっぽろスノーランド	3月	1,500人	公園内に道道排雪を再利用しゲレンデを作り、家族連れに雪あそびを楽しんでもらいます。
施設の整備	4～3月	400人	各施設の利用団体との協力体制によりオープン前、クローズ後のコートの整備等を行います。
野の花の丘の整備	5～10月	60人	道立公園植生研究会のボランティア活動により、野の花の丘の整備を実施します。
花壇の整備	6月	60人	地域住民及び利用団体参加による花壇の整備を実施します。
園内清掃作業	5～11月	50人	近隣住民のボランティアとの協力で園内清掃作業を実施します。
合　計	36事業	16,635人	

⑶維持管理業務に関する実施計画（施設、設備及び備品等の修繕、補修等の実施計画）

①植物等維持管理業務
②野球場整備業務
③電気・機械設備等の小破修繕
④テニスネット等備品の修繕

⑷保守点検業務に関する実施計画（定期及び随時の点検・整備等の実施計画）

項　目	委託実施		職員実施	
	点検月	回数等	点検月	回数等
ボイラー保守点検	6月	9基×1回		
煤煙濃度測定	9、3月	4基×2回		
消防用設備保守点検	9、3月	2回		
防火対象物点検	11月	1回		
エレベーター保守点検	6、9、12、3月	4回		
飲料水水質検査	9、3月	2回		
貯水槽清掃	10月	1回		
汚水槽清掃	10月	1回		
空気環境測定	5、7、9、11、1、3月	6回		
ネズミ・昆虫等防除	一斉防除5、11月	2回		
	4、6、8、10、12、2月	6回		
屋内放送設備保守点検	12月	1回	4、8月	2回
屋外放送設備保守点検	4月	1回		
飛込板取付点検	4月	1回		
電気工作物保守点検	毎月 年次	12回 1回		
電気設備巡回点検	2ヶ月に1回	6回		

項　目	委託実施		職員実施	
	点検月	回数等	点検月	回数等
電話設備保守点検	毎月	12回		
電気設備運転保守管理		12月		
特殊建築物等定期検査	3年以内毎に実施 8月～10月			
機械設備運転保守管理		12月		
機械警備		2箇所×12月		
硬式野球場スコアボード保守点検業務	4月	1回		
第一種機器漏洩点検			6月、9月、12月、3月	4回

⑸清掃・警備業務に関する実施計画（日常及び定期的に実施する大規模な清掃、警備等の実施計画）

①園内の清掃
　巡回による清掃、ゴミの回収等
②総合体育館の清掃
　プール、メイン・サブアリーナ、館内各室、トイレ、廊下の清掃、ゴミの回収等
③合宿所の清掃
　館内各室、トイレ、廊下の清掃、ゴミの回収等
④テニスコート、ホッケー・サッカー場、陸上競技場、ラグビー場の清掃
　巡回による清掃、ゴミの回収等
⑤臨時清掃
　大会利用等で通常より汚れが激しい場合の清掃
⑥園内の巡回警備
　安全の確保のための園内巡回警備、門扉の施錠、開錠
⑦総合体育館の夜間機械警備
　夜間機械警備、パトロールカーによる巡回警備
⑧合宿所の夜間警備
　機械警備
⑨夜間臨時閉場業務
　合宿所の利用者の食堂利用がある場合等の臨時警備

⑹その他必要な事項に関する実施計画

①除雪、排雪業務

進入路、駐車場等の除雪及び排雪

②屋外トイレ専用機器点検業務

③プール競泳用自動審判計時装置保守点検業務

４　業務仕様書

別添業務仕様書のとおり

別　添　業　務　仕　様　書

業務仕様書

業　　務　　名	委託・請負	委託（請負）の期間	委託（請負）の内容
清掃業務	委託	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	別紙業務仕様書のとおり
警備業務	〃	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	〃
機械設備及び電気設備運転保守管理業務	〃	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	〃
電気工作物保守点検業務	〃	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	〃
電話設備保守点検業務	〃	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	〃
放送設備保守点検業務	〃	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	〃
エレベーター保守点検業務	〃	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	〃
消防用設備保守点検業務	〃	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	〃
屋外トイレ専用機器点検業務	〃	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	〃
空気環境測定業務	〃	令和8年5月1日から令和9年3月31日まで	〃
ネズミ・昆虫等防除業務	〃	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	〃
飲料水水質検査業務	〃	令和8年9月1日から令和9年3月31日まで	〃
競泳用自動審判計時装置保守点検業務	〃	令和8年5月1日から5月31日まで	〃
野球場整備業務	〃	令和8年4月13日から10月31日まで	〃
一般園地他芝刈り業務	〃	令和8年5月1日から10月31日まで	〃
ボイラー性能検査準備整備業務	〃	令和8年6月1日から6月30日まで	〃
ボイラー煤煙測定業務	〃	令和8年9月1日から令和9年3月31日まで	〃
除雪業務	〃	令和8年12月1日から令和9年3月31日まで	〃
貯水槽清掃業務	〃	令和8年10月1日から10月31日まで	〃
汚水漕清掃業務	〃	令和7年10月1日から10月31日まで	〃

業務仕様書

業　　務　　名	委託・請負	委託（請負）の期間	委託（請負）の内容
ダイビングスタンド点検整備業務	〃	令和8年4月1日から4月30日まで	〃
合宿所夜間管理業務	〃	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	〃
硬式野球場スコアボード保守点検業務	〃	令和8年4月1日から4月30日まで	〃
天然芝ホッケー場他芝維持管理業務	〃	令和8年6月1日から10月31日まで	〃
防火対象物定期点検業務	〃	令和8年11月1日から11月30日まで	〃
競技場芝維持管理補助業務	〃	令和8年4月13日から10月31日まで	〃
硬式野球場及び軟式野球場殺虫剤散布業務	〃	令和8年6月1日から10月31日まで	〃
特殊建築物定期調査業務	〃	令和8年8月1日から11月30日まで	〃

清掃業務仕様書

この仕様書は、清掃業務の大要を示したものであり、この仕様書に記載されていない事項であっても現場の状況に応じて軽微な部分で、甲が美観上及び建物の清掃管理上、必要と認めた業務は、委託料の範囲内で実施するものとする。

１　業務場所　　野幌総合運動公園

２　清掃業務の内容及び勤務時間

⑴業務の実施に当たっては、原則、甲が定める清掃作業実施項目により行うこと。

⑵清掃期間

①体育館及び合宿所は、4月1日から翌年3月31日まで（12月29日から翌年1月3日は除く）。

②公園内施設の清掃期間は下記のとおり

テニスコート	4月25日から11月23日まで
人工芝ホッケー場	4月25日から11月23日まで
天然芝ホッケー場	5月1日から10月31日まで
陸上競技場	5月1日から11月23日まで
（インフィールド）	芝生養生のため休止
野球場（硬・軟）	5月1日から10月31日まで
ラグビー場	5月1日から10月31日まで
上記以外の園内	4月25日から11月23日まで

③日常除雪は、4月1日から20日まで及び12月１日から翌年3月31日まで（12月29日から翌年1月3日は除く）

⑶勤務時間は、

①午前7時30分から午前11時30分まで

ア．4月1日から12月28日まで（11月24日から11月30日まで及び月曜日は除く）　3名

イ．11月24日から11月30日まで及び翌年1月4日から3月31日まで（1月4日から1月31日までの月曜日は除く）　2名

ウ．4月1日から11月22日までの月曜日及び翌年1月4日から1月31日までの月曜日　4名

エ．12月1日から12月28日までの月曜日　5名

②午前7時30分から午後2時30分まで（午後12時から午後1時は除く）

ア．4月1日から11月30日まで　1名

③午前7時30分から午後4時30分まで（午後12時から午後1時は除く）

ア．4月日から11月16日までの月曜日及び11月24日から翌年3月31日まで（12月29日から翌年1月3日までは除く）　1名

状況によっては、所長が指示する時間勤務すること。

３　報告

業務実施中、忘れ物・不審物等や施設設備及び備品等の破損個所を発見した場合は、直ちに所長に報告すること。

４　一般事項

この業務に当たっては、衛生面や火気の取締りに留意するとともに、甲の業務に支障のな

いよう次の事項について十分注意すること。
（1）塵芥を飛散させないこと。
（2）清掃器具類の取り扱いに注意し、工作物・備品等を破損しないこと。
（3）火気の取扱いには十分注意し、消防法第2条第1項第7号に規定する危険物は、絶対に使用しないこと。
（4）電気又は水道の使用に当たっては、極力節約するように努めること。
（5）その他、細部の事項については、所長の指示に従うこと。

5　常駐清掃業務

（1）床の清掃は、真空掃除機又はモップでほこりを取り除き、床の汚れが著しいときは、水又は中性洗剤を使用して汚れを取り除くこと。また、じゅうたんの床は、真空掃除機でほこりを取り除くこと。
（2）机・椅子・棚等は、塵芥を除去し汚れを拭き取ること。
（3）塵芥は、ビニール袋等にまとめ飛散しないようにして塵芥集積所に置くこと。
（4）壁、窓枠、腰、柱、階段、手摺等は、手の届く範囲内で塵芥を払い必要部分はカラ拭きすること。
（5）玄関マットは、泥汚れ等を取り除き清潔に保つこと。
（6）各出入口の戸については、ガラス面は乾いた布で磨きガラス以外の部分は状況に応じてカラ拭き又は水拭きをすること。
（7）配管、配線及び給油タンク等は、手の届く範囲内で塵芥を払うこと。
（8）茶殻等は所定の場所に捨て、容器は水洗いし定位置に置くこと。
（9）便所の汚物入れは、汚物を容器から取り出して所定の場所に捨て、容器の内外を丁寧に水洗いし消毒して定位置に置くこと。
(10) 便器と手洗い器は、丁寧に水洗いして薬品により洗浄すること。
(11) トイレットペーパー及び石鹸液等は随時補充し、利用に差し支えないようにすること。
(12) ドアのノブは、石鹸水により拭き、金具類は、金属磨きにより磨くこと。
(13) ロッカー室の床は、モップ類で拭き、カビが発生した場合は、スノコを取り外して洗剤により水洗いすること。
(14) 採暖室の床は、モップ類で拭き、腰掛け等は、水拭きすること。
(15) 浴室・浴槽は、丁寧に洗剤により水洗いをし、浴槽については、週に1回アルコールで消毒すること。
(16) 玄関付近及び特に通行の激しい部分の仕上げ清掃は、毎朝開場前（利用前まで）に終わらせること。
(17) スリッパの清掃を行うこと。
(18) 合宿所のテーブル・椅子等は、水拭きすること。
(19) 合宿所の浴室は、浴槽・洗い場や風呂桶等を洗剤で丁寧に水洗いし、脱衣所の床は、モップ等で拭き、カビが発生した場合は、洗剤により水洗いすること。
(20) 硬式野球場及び陸上競技場のシャワー室は、洗剤により丁寧に水洗いすること。
(21) 清掃中は、マスク、手袋等を着用し、身体の保護に努めること。
(22) その他、所長が指示する業務を行うこと。

6　特別清掃業務

（1）ビニールタイル等の床は、モップ等により塵芥を除去し、汚れを洗剤等で取り除いた上、ワックスを塗布しポリッシャーにより研磨すること。

（２）磁器タイル等の床は、モップにより水洗いし、汚れが激しいときには、洗剤により水洗いすること。
（３）扉、階段等の金属部分は、磨き粉により磨くこと。
（４）窓等のガラスは、洗剤により汚れを取り除くこと。
ること。
（５）壁又は柱面、蛍光灯は、ハタキで塵芥を取り除きカラ拭きすること。
（６）ロッカー室のスノコは、取り外して表面及び裏面を洗剤により水洗いすること。
（７）プールは、ロボットにより清掃を行い、フィルター内のゴミも処理すること。
（８）プール水の取り換え時のプール清掃は、プールサイドの床及びプール槽内（競泳、飛び込み）のタイルを洗剤により水洗いすること。

７　公園内清掃作業

（１）公園内の清掃は、毎週1回以上行うこととし、ガラスの破片及び空きビン類は、特に注意して除去すること。屑かごのゴミ等は、速やかに除去すること。
（２）雨水桝の泥上げ除去を行うこと。
（３）大沢川の流水の状態に随時注意し、泥溜まりが生じたときは、職員に報告し、その指示を受けること。
（４）公園内施設は、開園期間前の準備清掃及び開園期間終了後の後清掃をすること。

８　臨時清掃業務

大会等の利用で、特に清掃が必要となった場合に実施する。
（１）プールの清掃
①プールサイドのポリッシャーによる床面清掃（洗剤を使用しないこと）
②滑り止めゴムマットの水洗い清掃
③滑り止めゴムマットの取り外し及び敷き込み
④排水溝の目皿ゴミの除去
⑤その他、所長が指示する箇所の清掃
（２）メインアリーナ清掃
①フロア、観覧席（通路、階段含む）、２階通路、手摺り、窓枠等）の
床面、壁面（低所）の水拭き及び乾拭き清掃
②アリーナ出入口付近の床面及び壁面（低所）の水拭き及び乾拭き清掃
③その他、所長が指示する箇所の清掃
臨時清掃については、利用状況により清掃人員、範囲、時間等をその都度決めることとする。業務終了後は、職員の立ち会い確認を受けること。

９　その他の業務

（１）冬季間において指定する箇所の除雪を行うこと。
（２）合宿所の宿泊室の布団の整理を行うこと。
（３）合宿所の宿泊室及び硬式、軟式野球場の鍵を甲が定める鍵受渡簿に記録した上、鍵の貸し出し、返還を行うこと。
（４）硬式、軟式野球場及びテニスコートや陸上競技場において、早朝に大会等利用がある場合に鍵の開錠について対応すること。
（５）園路の落葉を除去する、特に秋季は注意すること。また、グレーチングやマンホール付近等は排水溝が詰まらないよう重点的に行うこと。
（６）春季の開園及び冬季の閉園の準備

・園路に設置されている車止めは、春の開園前に取付を行い、冬期閉園前に取り外すこと。
・テニスコートの支柱及びネット等はシーズン前に設置し、シーズン終了後撤去収納すること。
上記作業時には、設置する箇所の清掃を行い、ゴミ、落葉等を除去すること。

10　報告書の提出
毎日、業務終了後に業務報告書（日誌）を所長に提出すること。

11　貸与備品及び費用負担
（１）甲から貸与する備品は、次のとおりとする。
①プール清掃ロボット　1台
②人工芝用スイーパー　2台
③除雪機　　2台
（２）業務を遂行する上で必要な消耗品及び清掃用具等一式は、乙の負担とする。

12　委託期間
令和８年　４月　１日 から 令和９年　３月　３１日 まで

所長	副所長	課長・主幹			係長・主査		係	

業務責任者

令和　　年　　月　　日（　　曜日）　天候

他　　名

清 掃 日 誌

【体育館清掃】

	清掃場所 / 清掃業務	1 所長室・事務室・応接室・医務室	2 アリーナ放送室	3 プール放送室・前室	4 研修室A・B	5 プレイルームA・B	6 メインアリーナ・サブアリーナ	7 アリーナ観客席	8 プール観客席	9 玄関	10 廊下・階段	11 ランニングロード	12 ロビーホール	13 アリーナロッカー室	14 プールロッカー室	15 アリーナシャワー室	16 プールシャワー室	17 採暖室・浴室	18 プールサイド	19 プール	20 便所	21 レストラン通路・給湯室	22
1	床清掃	適時	1/週	1/週	2/週	2/週	1/週	1/週	1/週		1/週	1/週	2/週	1/週	1/日						1/日	1/週	
2	床清掃（水拭き・洗剤使用）	適時			2/週		1/週	1/週	1/週		1/週	1/週	1/週			1/日	1/日	1/日					
3	窓台、柱、棚、手摺等の空拭き	適時			2/週		1/週	1/週	1/週	1/週	1/週	1/週	1/週	1/週	1/日						1/日		
4	屑かごの処理	適時	1/週	1/週	2/週					1/日			1/日	1/日	1/日						1/日		
5	鏡、壁面の清掃（低所）																						
6	石鹸水、トイレットペーパー補充、汚物処理																				2/日		
7	便器、手洗器等の水洗い																				1/日		
8	足洗いの清掃														1/日								
9	マットの清掃									1/日					1/日								
10	浴室、湯ぶねの清掃																						
11	机、椅子、棚等の水拭き		1/週	1/週	1/週	1/週		1/週	1/週		1/週		1/週	1/週	1/日								
12	スリッパの清掃																				1/日		
13	床清掃（ワックス塗布）																						
14	ガラス（低所）拭き												1/月										
15	プールロボットによる清掃																			1/週			
16	金物艶出し																						
17	スノコ取り外し水洗い														1/月								
18	壁、蛍光灯等スス払い																						
19	排水トラップ清掃消毒															2/月	2/月				1/月		
	備　　考																						

※　〇印は清掃実施のほか、点検・確認作業を含む。

所長	副所長	課長・主幹			係長・主査		係	

業務責任者

令和　　年　　月　　日（　　曜日）　天候

他　　名

清 掃 日 誌

【公園内清掃】

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
清掃場所 清掃業務	ホッケー場人工芝及び周囲	ホッケー場天然芝及び周囲	ラグビー場及び周囲	テニスコート及び周囲	テニスコートクラブハウス	軟式野球場及び周囲	陸上競技場及び周囲	多目的広場	体育館及び池の周囲	中央駐車場及び周囲	東駐車場及び周囲	西駐車場及び周囲	南駐車場及び周囲	アプローチ・園路及び広場	休憩所・便所	大沢川								
1 一般清掃	2/月	2/月	1/月	1/週	1/週	1/週	1/週	1/週	1/日	1/週	1/月	1/月	1/月	1/月	1/月									
2 ゴミ籠の清掃															1/日									
3 スイーパー清掃	2/月			1/週																				
4 窓台、柱、手摺等の空拭き					1/週										1/週									
5 鏡、壁面の清掃（低所）																								
6 机、椅子、棚等の水拭き					1/週																			
7 トイレットペーパー等補充、汚物処理															2/日									
8 金物艶出し																								
9 ガラス拭き																								
10 壁、蛍光灯等スス払い																								
11 洗剤水洗い																								
12 水路清掃																1/年								
13 テニスコート清掃整備				2/年																				
14 便器、手洗器等の水洗い															1/日									
15 ダグアウト椅子等の清掃						1/月																		
16 排水トラップ清掃消毒															2/月									
17 雨水桝の泥除去（園内全般）																								
18 池清掃									2/年															
19 公園内施設冬囲い														随時	2/年									
20 公園内に日常除雪（冬期間）	随時/日																							
備考																								

※　〇印は清掃実施のほか、点検・確認作業を含む。

所長	副所長	課長・主幹			係長・主査		係	

業務責任者

令和　　年　　月　　日（　　曜日）　天候　　他　　名

清 掃 日 誌

【硬式野球場】

	清掃場所 / 清掃業務	1 ロビー・ホール	2 本部席等・選手控室	3 シャワー室	4 廊下・倉庫	5 便所	6 スタンド席	7 ダグアウト
	日常清掃							
1	床清掃	随時	随時	随時	随時	随時	随時	
2	窓、手摺等の塵払い、空拭き		随時	随時	随時	随時		
3	屑かご処理	随時	随時	随時	随時	随時	随時	
4	鏡、壁面の清掃		随時	随時		随時		
5	痰壺、汚物入れの処理					随時		
6	石鹸水、トイレットペーパーの補充			随時		随時		
7	便器、手洗器等の水洗い			随時		随時		
8	机、椅子等の水洗い	1/年	1/年					
9	スタンド席の水洗い							
10	スタンド席の排水溝清掃							
11	ダグアウト椅子等の清掃							2/週
	備　　考							

【陸上競技場】

	清掃場所 / 清掃業務	1 本部席等	2 玄関ホール	3 階段 器具庫	4 更衣室	5 シャワー室	6 便所	7
	日常清掃							
1	床清掃	随時	随時		随時		随時	
2	窓、手摺等の塵払い、空拭き		随時		随時		随時	
3	屑かごの処理				随時		随時	
4	鏡、壁面の清掃				随時		随時	
5	痰壺、汚物入れの処理						随時	
6	石鹸水、トイレットペーパーの補充						随時	
7	便器、手洗器等の水洗い						随時	
8	机、椅子等の水洗い	1/年						
9	床清掃（ワックス仕上げ）							
	備　　考							

※　○印は清掃実施のほか、点検・確認作業を含む。

所長	副所長	課長・主幹			係長・主査		係	

業務責任者

他　　名

令和　　年　　月　　日（　　曜日）　天候

清 掃 日 誌

【合宿所】

		1	2	3	4	5	6	
清掃場所 清掃業務		事務室・医務室 給湯室	宿泊室・休憩室	玄関・廊下 階段	ロビー	浴室・洗面台	便所	
日常清掃								
1	床清掃	随時	随時	随時	随時	随時	随時	
2	窓、手摺等の塵払い、空拭き	随時	随時	随時	随時	随時	随時	
3	屑かごの処理	随時	随時	随時	随時	随時	随時	
4	鏡、壁面の清掃							
5	痰壺、汚物入れの処理						随時	
6	石鹸水、トイレットペーパーの補充					随時	随時	
7	便器、手洗器等の水洗い					随時	随時	
8	浴槽、洗い場、脱衣室の清掃					随時		
9	風呂桶、マット等の清掃					随時		
10	洗濯機等の清掃					随時		
11	ベッド、机等の水拭き							
12	靴箱、スリッパの清掃							
13	合宿所周辺簡易除雪（冬期間）	随時						
特別清掃								
1	床清掃（ワックス仕上げ）							
2	床清掃（洗剤使用、水洗い）							
3	天井、壁、蛍光灯等塵払い							
4	ガラス拭き							
備　　考								

※　〇印は清掃実施のほか、点検・確認作業を含む。

警備業務仕様書

この仕様書は、警備業務の大要を示したものであり、この仕様書に記載されていない事項であっても現場の状況に応じて軽微な部分で管理上、必要と認めた業務は、委託料の範囲内で実施するものとする。

１　業務場所　　野幌総合運動公園

２　業務実施時間

⑴体育館夜間機械警備

基準時間は、17時から翌朝9時までとする。基準時間内において警備対象が無人の状態となり、警備本部が、甲からの機械警備開始の信号を受けたときから業務を開始し、解除の信号を受けたときに終了する。

なお、休館日のときは、無人の状態が続く限り、機械警備業務を実施すること。

⑵合宿所夜間警備

合宿所の宿泊がないときは、体育館機械警備と同様の機械警備業務を実施すること。

⑶巡回警備

夏期（屋外施設開放期間）は、南ゲート、東駐車場ゲート、西駐車場ゲート
の3箇所を6時30分に開門し、21時に閉門すること。

合宿所に宿泊利用があるときは、それぞれ、23時に閉門すること。

なお、特に指示があるときは、その指示に従うこと。

⑷臨時警備

必要に応じて日時、内容等を打合せの上、実施決定する。

⑸その他、都合により警備実施時間の変更を必要とする場合は、その都度指示するので、その指示に従うこと。

３　警備業務の内容

⑴体育館機械警備

①体育館夜間機械警備は、各種警報警備機器を使用し、一般加入電話回線を利用したオンラインセキュリティーシステムとする。また、既設の火災受信盤及び防災盤の状態を確認できるようにすること。

②総合体育館棟の出入口及び事務室を警戒場所とし、適切な個数の警報機器を設置すること。また、職員通用口に機械警備作動ボックスを設置すること。

③火災、盗難及び損壊行為の拡大防止

警備対象に異常事態が発生したことを感知したときは、警備員が速やかに急行し、災害の拡大防止にあたること。

④異常事態発生時における通報及び連絡

異常事態発生時に警備対象に到着した警備員は、異常事態を確認した後、必要に応じて各関係機関へ通報するとともに、甲が指定する職員に連絡し指示を受けること。

⑤警備開始時の取り扱い

甲の最終退館者は、防災、防犯、その他事故防止上の必要な処置をし、機械警備警報機器を警戒状態にセットし、正常な作動状態を確認した後に職員通用口を施錠して退館する。
乙は、警備対象が機械警備警報機器がセットされ警戒状態になったことを信号により確認して、警備を開始する。

⑥警備終了時の取り扱い

甲の最初の入館者は、入館前に機械警備警報機器を警戒解除の状態にして入館する。
乙は、警備対象が機械警備警報機器が警戒解除になったことを信号により確認して、警備を終了する。

⑦鍵の預託

警備実施に必要な鍵等は、甲乙相互に預託する。預託された鍵等は、それぞれ厳重に取り扱い保管することとする。

⑧警報装置の保守点検

警備対象に設置された警報装置の機能については、乙が適宜保守点検を行うこと。

⑵合宿所機械警備

①体育館警備に準じた内容で業務を実施すること。

②合宿所の1階及び2階を警戒場所とし、適切な個数の警報機器を設置すること。
また、合宿所正面玄関の外部に、機械警備作動ボックスを設置すること。

⑶公園内巡回警備

①パトロール車による巡回警備及び施設の外周巡回警備（施錠確認を含む）。

②施設設備及び工作物等の異常有無の点検確認。

③不法侵入者・車両及び挙動不審者・車両の取り締まり。

④ゲートの開門及び閉門

⑤屋外施設に設置の自動販売機のシャッターの開閉。

⑥野火、花火等危険行為禁止の注意。

⑦ゲート閉門時の園内進入及び園路・駐車場等の滞在車両の退去指示。

⑧犬の放し飼い、スケートボード等、自転車利用者の危険走行や他者の妨げとなる行為及び周辺住民に迷惑がかかるような行為に対しての注意。

⑨屋外トイレの鍵の開閉

4　巡回点検等

⑴乙は、あらかじめ警備巡回経路等を定めた警備業務実施計画書を作成して、甲の承認を得ること。警備業務実施計画書を変更しようとするときも同様とする。

⑵乙は、前項により甲の承認を得た警備業務実施計画書で定める所定の経路により巡回警備を実施すること。

⑶ゲートの閉門時に園内に駐車車両があるときは、閉門する旨を運転者に告げ、車両を移動させること。理由もなくこれに応じない場合は、江別警察署に連絡して出動を要請すること。

⑷ゲートの閉門時に園内に運転者が不明の駐車車両があるときは、合宿所夜間管理人と連絡を取り、合宿所利用者でないと判明したときは、甲が発行する注意書きを、その駐車車両の見やすい位置に貼付するとともに、必要に応じて甲に報告して、指示を受けること。

⑸巡回時の点検事項は、概ね次のとおりとする。

①施錠の確認。
②電気、水道、火気設備の点検。（煙草の吸殻等の消火確認を含む。）
③消灯の確認。
④不法侵入者・車両及び挙動不審者・車両の取り締まり。
⑤施設設備及び備品等の保全確認。
⑥その他、防災・防犯上必要な事項。

5　非常災害時等の措置

火災その他の非常災害・事故等が発生したときは、速やかに臨機の措置を行うとともに、利用者の安全確保かつ被害の拡大抑制に努めること。

乙は、甲が示す緊急対応マニュアル（非常時連絡網）に基づき、消防署、警察署等に通報・要請するとともに指定する職員に連絡・報告をすること。

6　その他の事項

警備業務実施にあたっては、特に火気の取り締まりに留意するとともに次の事項についても十分注意すること。

⑴警備業務中は、常に清潔な制服、制帽、白手袋と警笛を着装し、乙の発行する身分証明者を携帯し、夜間の巡回時には、警棒、懐中電灯を着装すること。

⑵警備業務中は、職員及び施設利用者に接する場合の言動等について十分注意すること。

7　報告書の提出

園内巡回警備業務終了毎に、警備報告書を所長に提出すること。

8　経費の負担

貸与物品以外で業務で使用する消耗品及び用具一切は、乙の負担とする。

9　委託期間

令和８年４月１日 から 令和９年３月３１日 まで

機械設備及び電気設備運転保守管理業務仕様書

ボイラー設備及び付属機器の運転に当たっては、「昭和鉄工SAD型取扱説明書」の内容及び関係法規を遵守して運転保守管理業務を行うこと。電気設備は、北海道電気保安協会及び電気主任技術者と連携し、且つ関係法規を遵守して運転保守管理業務を行うこと。

この仕様書に記載されていない事項であっても軽微な部分で管理上、必要な業務は、委託料の範囲内で実施するものとする。

1　業務場所　　野幌総合運動公園

2　機械設備運転保守管理業務の内容

⑴ボイラー設備

ア　運転操作
イ　負荷調整
ウ　運転作動監視
エ　環水槽真空ポンプ水位確認
オ　軟水装置操作、硬度測定
カ　缶水ブロー
キ　オイルサービスタンク水抜き
ク　給水ポンプ水量調整
ケ　スチームヘッダー各バルブの開閉操作
コ　各止弁、グランド
サ　その他付属機器の注油点検
シ　各機器計器の調整及び記録
ス　各機器の振動、異音の有無点検
セ　ボイラー、付属機器周辺の清掃

⑵ボイラー及び付属機器の点検整備

ア　安全弁
イ　圧力計
ウ　水面計
エ　バーナーファン
オ　各指示計
カ　光電管、採光ガラス
キ　オイルサービスタンク・ストレーナー
ク　イグニッション・ノズルチップ
ケ　制御盤
コ　自動給油装置
サ　オイルギヤポンプ

⑶ボイラーの定期自主検査記録

ボイラー及び圧力容器安全規則第32条に定める定期自主検査を行い記録し、結果を所長に報告すること。

⑷衛生設備及びポンプ場施設等

ア　加圧給水装置点検
イ　各付属機器の運転
ウ　排水ポンプの点検
エ　汚水ポンプの点検
オ　計器類点検
カ　水道、蛇口器具点検
キ　水栓、配管設備点検
ク　各機器の設備箇所周辺の清掃
ケ　屋外散水ポンプの点検
コ　ポンプ場施設の点検整備

⑸プール水循環ろ過器設備の運転

ア　ろ過器の運転操作
イ　ろ過ポンプの点検
ウ　ろ過器運転時間確認
オ　プール水位確認、補水
カ　プール配管設備点検
キ　残留塩素Ｐｈの測定

エ　薬注タンク残量確認補充

プール水の循環ろ過器の運転は、原則としてプールの利用時間帯において連続して行うこと。なお、プール水の水質維持に留意すること。また、甲の指示があったときは、その指示に従って運転すること。

⑹プール水の取り換え

１月上旬から３月上旬にプール水の取り換えを実施する。

⑺プール水、採暖室内浴室浴槽水及び合宿所の浴室浴槽水の水質検査及び管理

プール水、採暖室内浴室浴槽水は、「遊泳用プールの衛生基準について」及び「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアルについて」に基づき実施すること。合宿所の浴室浴槽水は、「公衆浴場における衛生等管理要領等について」等に基づき実施すること。

⑻館内暖房及びプール棟の換気

ア　外調機の運転操作　　ウ　外調機エアフィルターの取り替え洗浄

イ　プール室内の温度調節　　エ　送排風機の点検

プール棟の換気については、遊離塩素（ガス）を生じさせることのないよう、特に水温を上昇させる場合には十分注意すること。

⑼床暖房、直暖、貯水槽

ア　温水ヘッダーの圧力、温度点検　エ　露出配管設備の点検

イ　熱交換器の点検　　オ　循環ポンプの点検

ウ　直暖パネルヒーターの点検

⑽「遊泳用プールに関する衛生指導要綱施行細則」に基づき、水質検査を行い、記録するとともに基準値を超えたときは、直ちに所長に報告し指示を受けること。

３　電気設備運転保守管理業務の内容

⑴電気設備

ア　機器の点検と絶縁抵抗測定　　エ　軽易な故障の修理と応急処置

イ　動力・電灯設備の点検　　オ　消耗品（蛍光管・電球）等の取り換え

ウ　各種照明の点検・運転・調整　　カ　動力制御盤、各分電盤の電源開閉

⑵その他の電気関係業務

ア　毎日、施設内外を巡回し、特に誘導灯や出入口表示灯等は、入念に点検するとともに不良箇所を発見したときは速やかに修理等行うこと。

イ　工事・整備等の記録及び保存整理

ウ　各種測定器。工具類の整理保管

⑶契約電力量の遵守

契約電力量を遵守するため、各所の電力利用状況について的確に把握するように努めること。

⑷その他、所長の指示する業務を行うこと。

４　設備運転時間

⑴４月及び１１月から３月までは、午前６時から午後５時まで。

５月から１０月までは、午前８時から午後５時まで。

⑵その他、必要に応じて所長の指示する時間までとする。

５　配置人員と勤務時間

⑴機械設備運転保守管理員

ア　第４類危険物取扱（乙種）の資格を有した１級ボイラー技士１名。

イ　原則として、ボイラー運転時間に合わせ、時差勤務等を行うものとする。

ウ　その他、必要に応じて所長の指示する時間までとする。

⑵電気設備運転保守管理業務員

ア　電気工事士１名

イ　原則として、電気設備運転時間に合わせ時差勤務等を行うものとする。

ウ　その他、必要に応じて所長の指示する時間までとする。

６　報告書の提出

毎日、業務終了後に業務報告書（日誌）を所長に提出すること。

７　経費の負担

業務を遂行する上で、必要な消耗品及び器具について、運転に係わるものは、甲の負担とし、それ以外のものは乙の負担とする。

８　委託期間

令和８年　４月　１日 から 令和９年　３月　３１日 まで

所長	副所長	課長・主幹			係長・主査		係		担当者

令和　　年　　月　　日（　　曜日）　天候

電　気　日　誌

		ウィークエンド電力区分	平日(khw)	土日祝日(〃)
北電メーター	運動公園系統	本日指針		
		前日指針		
		使用電気量		
		月累計		
		最大需要電力（当日）	KW	
		前月使用電気量（北電検針）		
		前月契約電力（北電検針）	KW	
		前月力率（北電検針）	%	
	ﾓﾆｭﾒﾝﾄ	前月電気量（北電検針）	KWH	

電気使用量内訳	本日指針	前日指針	使用量	月累計
低圧電灯盤（常用）			KWH	KWH
低圧電灯盤（プール・ロビー）			KWH	KWH
低圧電灯盤（ﾒｲﾝｱﾘｰﾅ・ｻﾌﾞｱﾘｰﾅ）			KWH	KWH
低圧動力盤（プール）			KWH	KWH
低圧動力盤（常用）			KWH	KWH
低圧非常動力盤			KWH	KWH
低圧屋外施設電源盤			KWH	KWH
合宿所（L）			KWH	KWH
合宿所（P）			KWH	KWH

	使用状況
メインアリーナ	
サブアリーナ	
プール	
備考	

所長	副所長	課長・主幹			係長		係	

主任	担当

令和　　年　　月　　日（　　曜日）　天候　　気温（13時現在）　　℃

野幌総合運動公園総合体育館・合宿所設備日誌

時間 / 系統	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
プール（南）床											
プール（北）床											
プール（飛込）床											
プール（西）室内											
プール（東）室内											
外　気											
貯湯槽											
プール（競泳）											
プール（飛込）											

時　間	6:30	8:30	12:00	15:00
メインアリーナ	℃	℃	℃	℃
サブアリーナ	℃	℃	℃	℃

時　間	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
外調機運転																
ボイラー運転																

ボイラー稼働時間	番号	前日指針	本日指針	稼働時間	月累計	年度累計
	1号機	:	:	:	:	:
	2号機	:	:	:	:	:
	3号機	:	:	:	:	:

備　考

総合体育館メーター記録

水道 081	本日指針		水道 082-06	本日指針	
	前日指針			前日指針	
	使用量	㎥		使用量	㎥
	累計	㎥		累計	㎥
水道 082	本日指針		下水道	本日指針	
	前日指針			前日指針	
	使用量	㎥		使用量	㎥
	累計	㎥		累計	㎥
水道 083	本日指針		重油	本日指針	
	前日指針			前日指針	
	使用量	㎥		使用量	リットル
	累計	㎥		累計	リットル
水道 084	本日指針			入荷量	リットル
	前日指針			残量	リットル
	使用量	㎥	備考		
	累計	㎥			
水道 080	本日指針				
	前日指針				
	使用量	㎥			
	累計	㎥			

合宿所メーター記録

水道 084-01	本日指針	
	前日指針	
	使用量	㎥
	累計	㎥
重油	本日指針	
	前日指針	
	使用量	リットル
	累計	リットル
	入荷量	リットル
	残量	リットル

備　考

所長	副所長	課長・主幹			係長・主査		係	

令和　　年　　月　　日（　　曜日）　天候

主任	担当

野幌総合運動公園プール管理日誌

			7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
使用時間（－表示）		競泳																
		飛込																
外気温																		
プール室温																		
プール水温		競泳																
		飛込																
遊離残留塩素（PPM）	競泳	A点																
		B点																
	飛込	A点																
		B点																
塩素消毒	自動注入（－表示）	競泳																
		飛込																
ろ過器	運転時間（－表示）	1号																
		2号																
		3号																
		4号																
	逆洗（－表示）	1号																
		2号																
		3号																
		4号																
足洗槽の消毒（○表示）		男子																
		女子																
摘要（故障，修理その他の記録等）																		

ろ過器			備考
1号	本日指針		
	前日指針		
	運転時間		
	累計		
2号	本日指針		
	前日指針		
	運転時間		
	累計		
3号	本日指針		
	前日指針		
	運転時間		
	累計		
4号	本日指針		
	前日指針		
	運転時間		
	累計		

補給水			備考
競泳	本日指針		
	前日指針		
	運転時間		
	累計		
飛込	本日指針		
	前日指針		
	運転時間		
	累計		

PH測定		備考
測定時間	時	
競泳プール		
飛込プール		

電気工作物保守点検業務仕様書

この仕様書は、本業務について示したものである。この仕様書に記載されていない事項であっても現場の状況に応じて軽微な部分で管理上、必要と認めた業務は、委託料の範囲内で実施するものとする。

１　業務場所　　野幌総合運動公園

２　業務内容

甲が別に定める「自家用電気工作物保安規程」によるほか、原則として、別紙「保安管理業務の細則及び基準」により実施すること。

電気設備運転保守管理業務員等と連携して業務にあたること。

３　業務実施日

毎月１回の定期月次点検及び年1回の年次点検

事前に点検日時の打合せを行うこと。

４　報告書の提出

毎月の業務終了後は、点検結果報告書を速やかに所長に提出すること。

５　委託期間

令和８年　４月　１日 から 令和９年　３月　３１日 まで

保安管理業務の細則及び基準

１　電気工作物の点検及び測定試験は、原則として下記によって保安規程別紙（点検測定試験）の基準のとおり行うこと。

⑴月次点検は、主として運転中の施設の点検及び測定試験をいい、毎月１回行うこと。

⑵年次点検は、主として運転を中止して行う点検及び測定試験をいい、年１回行うこと。

⑶臨時点検は、異常の発生または発生する恐れのある場合に必要に応じてその原因調査のため、特別な点検などを行うこと。

２　電気事故、その他電気工作物に異常が発生し、または発生する恐れのある場合に、乙が行う応急処置の指導は、甲からの電話連絡又は保安職員の派遣により行う。

この場合、甲は乙が応急措置の指導を行うために必要とする電気事故の発生箇所、異常の状況、その他の情報を的確に乙に連絡する。

３　経済産業大臣が、電気事業法第107条第2項に基づいて行う立ち入り検査には、その都度、甲の通知に基づいて乙が保安職員を派遣して立ち会うこと。

電話設備保守点検業務仕様書

この仕様書は、本業務について示したものである。この仕様書に記載されていない事項であっても現場の状況に応じて軽微な部分で管理上、必要と認めた業務は、委託料の範囲内で実施するものとする。

１　業務場所　　野幌総合運動公園

２　業務内容　　保守点検業務は、別紙「機器明細書」に記載している機器を対象とし、以下の項目について点検すること。

(1)　電子交換機本体及び電話機

①稼働状況の確認

②各種信号音試験

③内線加入者動作試験

④局線発着信試験

⑤架内等清掃点検

３　業務実施日　　毎月１回の定期巡回点検を基本とする。
実施日時については、野幌公園事務所と事前に打合せをすること。

４　報告書の提出　　毎業務終了後は、点検結果報告書を速やかに所長に提出すること。

５　委託期間　　令和８年　４月　１日 から 令和９年　３月　３１日 まで

別　紙

機　器　明　細　書

番号	品　　目	数量	単　位	摘　　要
1	BX5200-BSLU2	1	台	IP　ｓｔａｇｅEX300用基本架
2	BX5200-EXLU	1	台	IP　ｓｔａｇｅEX300用増設架
3	BX060-8COT/3	1	枚	8回線用アナログ局線ユニット
4	BX060-16KLC-G	1	枚	16回線用多機能内線ユニット
5	BX060-16SLC	1	枚	16回線用一般内線ユニット
6	BX060-8SLC	1	枚	8回線用一般内線ユニット
7	BX060-ＶＡＳＴ	1	枚	ＰＢ受信トランクユニット
8	MKT/R-300K/S	10	台	標準30ボタン多機能電話機
9	MKT/R-300KPS	1	台	アナログ停電用30ボタン多機能電話機
10	HI-P6A-YA	20	台	沖電気製品

放送設備保守点検業務仕様書

この仕様書は、本業務について示したものである。この仕様書に記載されていない事項であっても現場の状況に応じて軽微な部分で管理上、必要と認めた業務は、委託料の範囲内で実施するものとする。

1　業務場所　　野幌総合運動公園

2　業務内容

⑴総合体育館（事務所、メイン・サブアリーナ、プール）の設備点検

①音響調整卓

・総合動作点検（音声入出力動作確認、スピーカー拡声動作確認、スピーカー取付状況確認、機器動作確認）

・周波数特性、S/N比、歪率、レベル測定

②機器収納架

・総合動作点検

・電力増幅器　　周波数特性、S/N比、歪率、レベル測定

・ワイヤレス受信機　　デッドポイントのチェック、拡声テスト

・各種再生機器　　再生動作確認

・入力・出力部　　導通動作確認

・端子盤、端子台ユニット　　端子接点部増し締め等

③スピーカー（各メインスピーカー、観客席・モニタースピーカー）

・拡声動作試験、外観目視点検

・取付け状況確認、ネジ・ボルト増し締め、試聴点検

④スピーカーコンセント

・導通動作確認

⑤デジタルマルチプロセッサ

・動作確認

⑥ワイヤレス受信機

・デッドポイントのチェック、拡声テスト

⑵陸上競技場、硬式・軟式野球場、テニスコート、人工芝・天然芝ホッケー場、ラグビー場の設備点検

①総合動作点検（音声入出力動作確認、スピーカー拡声動作確認、スピーカー取付状況確認、機器動作確認）

3　業務実施日

4月（屋外放送設備）、12月（屋内放送設備）の点検を基本とする。

実施日時については、甲と事前に打合せすること。

4　報告書の提出

毎業務終了後は、点検結果報告書を速やかに所長に提出すること。

5　委託期間

令和８年　４月　１日 から 令和９年　３月　３１日 まで

エレベーター保守点検業務仕様書

この仕様書本業務について示したものである。この仕様書に記載されていない事項であっても現場の状況に応じて軽微な部分で管理上、必要と認めた業務は、委託料の範囲内で実施するものとする。

１　業務場所　　野幌総合運動公園

２　業務内容

本業務については、建築基準法第12条の３項及び同法第8条により実施すること。

定期検査報告は、一級建築士または二級建築士または昇降機等検査員が行うこと。

３ヶ月に１回の保守点検は、専門技術者が行うこと。

３　点検項目（詳細は別紙）

⑴機械室

⑵共通

⑶かご室

⑷かご上

⑸乗り場

⑹ピット

４　業務実施日

年１回（６月）の定期検査と年３回（９月、１２月、３月）の保守点検とする。

実施日時については、甲と事前に打合せすること。

５　報告書の提出

業務終了後は、定期検査報告及び保守点検結果報告を書面により速やかに所長に提出すること。

６　委託期間

令和８年　４月　１日 から　令和９年　３月　３１日 まで

【別　　紙】

点検項目

1　機械室（機械室を有しないエレベーターにあっては、共通）

⑴救出装置

⑵制御器

①開閉器及び遮断器

②接触器、継電器及び運転制御用基板

③ヒューズ

④絶縁：電動機の回路（300V以下）、制御回路等の150V以下の回路

⑤接地

⑶巻上機

①綱車または巻胴

②軸受

③ブレーキ

⑷そらせ車

⑸電動機

⑹駆動装置等の耐震対策

⑺速度　定格速度　45m/min

2　共通

⑴かご側調速機

⑵主索及び鎖

⑶主索及び鎖の張り

⑷主索及び鎖及び調速機ロープの取付部

⑸はかり装置

⑹戸開走行保護装置

⑺地震時等管制運転装置

⑻落下防止装置

3　かご室

⑴かごの壁または囲い、天井及び床

⑵かごの戸及び敷居

⑶かごの戸のスイッチ

⑷床合わせ補正装置及び着床装置

⑸かご操作盤及び表示器

⑹外部への連絡装置

⑺かご内の停止スイッチ

⑻用途、積載量及び最大定員の標識

⑼かごの照明装置

⑽停電灯装置
⑾かごの床先

4　かご上
⑴かご上の停止スイッチ
⑵頂部安全距離確保スイッチ
⑶上部ファイナルリミットスイッチ及びリミット（強制停止）スイッチ
⑷頂部綱車
⑸変速機ロープ
⑹かごの非常救出口
⑺かごのガイドシュー等
⑻ガイドレール及びブラケット
⑼施錠装置
⑽昇降路における壁及び囲い
⑾乗り場の戸及び敷居
⑿昇降路内の耐震対策
⒀移動ケーブル及び取付部
⒁釣合おもりの各部
⒂釣合おもりの吊り車
⒃かごの戸の開閉機構
⒄かごの枠

5　乗り場
⑴押しボタン等表示器
⑵非常解錠装置
⑶乗り場の戸の遮煙構造
⑷昇降路の壁又は囲いの一部を有しない部分の構造

6　ピット
⑴保守用停止スイッチ
⑵底部安全距離確保スイッチ
⑶下部ファイナルリミットスイッチ及びリミット（強制停止）スイッチ
⑷緩衝器または緩衝材
⑸張り車
⑹ピット床
⑺かご非常止め装置
⑻かご下綱車
⑼釣合おもり底部すき間
⑽移動ケーブル及び取付部
⑾ピット内の耐震対策
⑿駆動装置の主索保護カバー
⒀かごの枠

区分	総合体育館	合宿所
非常電源（蓄電池設備）	設置状況 蓄電池 充電装置 結線接続 制御装置 耐震措置 絶縁抵抗 容量 切替装置 電圧計・周波数計 警報動作 減液警報装置 液漏れ警報装置 電圧調整範囲 負荷電圧補償装置 タイマー	設置状況 蓄電池 充電装置 結線接続 制御装置 耐震措置 絶縁抵抗 容量 切替装置 電圧計・周波数計 警報動作 電圧調整範囲 負荷電圧補償装置 タイマー

消防用設備保守点検業務仕様書

この仕様書は、本業務について示したものである。この仕様書に記載されていない事項であっても、軽微な部分で管理上必要な業務は、委託料の範囲内で実施するものとする。

１　業務場所　　野幌総合運動公園

２　業務内容

本業務においては、消防法第17条の3の3に規定する消防用設備等の点検及び結果報告をするために、実施する。

消防法施行規則第31条の6第1項及び第3項の規定に基づき消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件」（昭和50年4月1日消防庁告示第3号）、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」（昭和50年10月16日消防庁告示第14号）及び「消防法施行規則の規定に基づき消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件」（平成元年12月1日消防庁告示第4号【平成14年3月12日にそれぞれ一部改正】により実施すること。

３　業務対象設備（詳細は別表）

⑴消火器具
⑵屋内消火栓設備
⑶スプリンクラー設備
⑷ハロゲン化物消火設備
⑸自動火災報知設備
⑹非常警報設備
⑺誘導灯・誘導標識
⑻排煙設備
⑼防排煙制御設備
⑽非常電源（自家発）
⑾非常電源（蓄電池）

４　業務実施日

原則として総合点検は、9月、機器点検は、3月に実施すること。
実施日時については、甲と事前に打合せすること。

５　報告書の提出

毎業務終了後は、点検結果報告書を速やかに所長に提出すること。
なお、総合点検業務の点検結果報告書については、所轄の消防署長に報告書提出を代行すること。

６　委託期間

令和８年　９月　１日 から 令和９年　３月　３１日 まで

屋外トイレ専用機器点検業務仕様書

この仕様書は、本業務について示したものである。この仕様書に記載されていない事項であっても現場の状況に応じて軽微な部分で管理上、必要と認めた業務は、委託料の範囲内で実施するものとする。

１　業務場所　　野幌総合運動公園

２　業務対象物

屋外トイレ（6箇所）及びテニスコートクラブハウス内トイレ。

消臭機器（エアフレッシュナー）の設置内訳は、別表のとおり。

３　業務内容

⑴異臭等の有無の点検・調査及び処置。

⑵薬剤・香料・脱臭剤・電池の交換。

４　業務実施方法

⑴A・Bトイレ及びテニスコートトイレは、5月から11月まで7カ月設置すること。

⑵C・D・Eトイレは、5月から10月まで6カ月設置すること。

⑶Gトイレは、4月から翌年3月まで設置すること。

⑷機器の薬剤、香料等の消耗品は、2カ月ごとに交換すること。

５　報告書の提出

毎業務終了後は、点検結果報告書を速やかに所長に提出すること。

６　故障の修復

液漏れ・器具の不良・いたずら等により故障したときは、速やかに修復すること。

また、その費用は本委託の範囲で実施すること。

７　委託期間

令和８年　４月　１日 から 令和９年　３月　３１日 まで

【別　　表】

屋外トイレ専用機器設置内訳表

取付場所		エアフレッシュナー設置台数	期　　間
Aトイレ（陸上競技場）	男子	１台	5月から11月まで
	女子	１台	
	身障者	１台	
Bトイレ（人工芝・天然芝ホッケー・サッカー場）	男子	１台	
	女子	１台	
	身障者	１台	
テニスコート内トイレ	男子	１台	
	女子	１台	
Cトイレ（ラグビー場）	男子	１台	5月から10月まで
	女子	１台	
Dトイレ（軟式野球場）	男子	１台	
	女子	１台	
	身障者	１台	
Eトイレ（南駐車場）	男子	１台	
	女子	１台	
Gトイレ（総合体育館前）	男子	１台	4月から翌年3月まで
	女子	１台	
	身障者	１台	
	合　計	１８台	

空気環境測定業務仕様書

この仕様書は、本業務について示したものである。この仕様書に記載されていない事項であっても現場の状況に応じて軽微な部分で管理上、必要と認めた業務は、委託料の範囲内で実施するものとする。

１　業務場所　　野幌総合運動公園

２　業務内容

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」に基づいて実施すること。

別途指示する箇所（12箇所）で1日2回測定し、各測定値と平均値を算出して測定結果を出すこと。

３　業務実施日

5月、7月、9月、11月、1月、3月とする。実施日時については、甲と事前に打合せすること。

４　測定器具

測定に必要な器具は、受託者で用意すること。

５　報告書の提出

毎業務終了後は、測定結果報告書を速やかに所長に提出すること。

６　委託期間

令和８年　５月　１日 から 令和９年　３月　３１日 まで

ネズミ・昆虫等防除業務仕様書

この仕様書は、本業務について示したものである。この仕様書に記載されていない事項であっても現場の状況に応じて軽微な部分で管理上、必要と認めた業務は、委託料の範囲内で実施するものとする。

１　業務場所　　野幌総合運動公園

２　業務内容

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」に基づいて実施すること。

足跡調べ等から、ネズミ・昆虫等の種類、生息数を推定把握して駆除に必要な計画を立て、安全且つ完全を主眼に適切な薬剤を選択して、所長に安全性・散布箇所・散布数量を十分に説明して了解を得た上で実施すること。

ネズミ・昆虫等の一斉防除施行は、年2回（5月、11月）とする。4月、6月、8月、10月、12月、2月は、生息状況等の点検を実施すること。

年１回カメムシの防除（外周出入口周辺、排煙窓等）を実施すること。

カメムシ防除用の殺虫剤は、野幌運動公園から支給する。

実施日については、甲と事前に打合せすること。

３　報告書の提出

毎業務終了後は、点検結果報告書を速やかに所長に提出すること。

４　委託期間

令和８年　４月　１日 から 令和９年　３月　３１日 まで

飲料水水質検査業務仕様書

この仕様書は、本業務について示したものである。この仕様書に記載されていない事項であっても現場の状況に応じて軽微な部分で管理上、必要と認めた業務は、委託料の範囲内で実施するものとする。

１　業務場所　　野幌総合運動公園

２　業務内容

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」に基づいて実施すること。

検査は、水質基準に関する省令の定める方法により行い、検査結果を出すこと。

（検査項目は、別表のとおり）

３　検体は、総合体育館２階厨房の飲料水と給湯水、合宿所洗面所の給湯水を採水する。

４　業務実施日

⑴省略不可項目（１１項目）　　９、３月

６ヵ月以内に一回検査

⑵金属等項目（５項目）　　９、３月

６ヵ月以内に一回検査

（検査の結果基準に適合した場合は、次回の検査を省略できる）

⑶消毒副生成物項目（１２項目）　　９月

一年以内に一回検査（６月から９月までの間に検査）

⑷遊離残留塩素　　９、３月

実施日時については、甲と事前に打合せすること。

５　報告書の提出

毎業務終了後は、検査結果報告書を速やかに所長に提出すること。

６　委託期間

令和８年　９月　１日 から 令和９年　３月　３１日 まで

【別　　表】

水質検査項目表

項　　目		実施日	
省略不可項目	一般細菌	９月実施	３月実施
	大腸菌		
	亜硝酸態窒素		
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		
	塩化物イオン		
	有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）		
	ｐＨ値		
	味		
	臭気		
	色度		
	濁度		
金属等項目	鉛及びその化合物		
	亜鉛及びその化合物		
	鉄及びその化合物		
	銅及びその化合物		
	蒸発残留物		
	遊離残留塩素		
消毒副生成物項目	シアン化物イオン及び塩化シアン		
	塩素酸		
	クロロ酢酸		
	クロロホルム		
	ジクロロ酢酸		
	ジブロモクロロメタン		
	臭素酸		
	総トリハロメタン		
	トリクロロ酢酸		
	ブロモジクロロメタン		
	ブロモホルム		
	ホルムアルデヒド		

競泳用自動審判計時装置保守点検業務仕様書

この仕様書は、本業務について示したものである。この仕様書に記載されていない事項であっても現場の状況に応じて軽微な部分で管理上、必要と認めた業務は、委託料の範囲内で実施するものとする。

1　業務場所　　野幌総合運動公園

2　点検対象機器

⑴自動審判計時装置	1台
⑵タッチセンサープレート板	18枚
⑶着順表示装置（8位表示）	1式
⑷場内案内表示装置	2台
⑸スタート合図装置	1式
⑹各コースレーンボックス	17個
⑺各種接続ケーブル及びコネクター類	1式
⑻スターティングブロック	16台

3　点検内容

⑴総合点検

①外観及び環境状況
②操作又は表示機能の円滑動作確認
③全機能性能の確認
④収納の周囲環境
⑤全機器接続による機能確認
⑥疑似データ入力による機能確認
⑦防滴箇所の絶縁測定及び状況

⑵自動審判計時装置点検

①装置駆動電源（蓄電池）の点検確認
②プリテングタイマー発振部の測定及び状況
③プリテングタイマー回路基板の環境状況
④プリテングタイマー印字機能の確認
⑤データー処理機能の確認
⑥操作スイッチ類の点検確認
⑦自動、手動スタート機能の動作確認
⑧補助電源バッテリの点検確認
⑨データー修正処理機能の確認
⑩データー出力機能
⑪接続部の点検確認

⑶タッチプレート板点検

①タッチプレート部の絶縁測定
②タッチプレート部の表面パネル変形等
③タッチプレートセンサー部の状況確認
④タッチプレート取付金具の確認
⑤接続コネクター、ケーブル等の確認
⑥接続端子、信号線の絶縁測定等の点検確認

⑷表示盤点検
①スコアボード取付状況の確認
②表示セグメント動作確認
③信号線、電源コードの絶縁測定及び状況確認
④データー入力時の動作確認
⑤テストパターン機能及びテスト表示の確認
⑥各ユニット　アドレス設定の確認
⑦接続コネクター及びケーブルの確認

⑸スタートマイクロホン点検
①検知部及増幅回路の状況
②接続コネクター部の状況
③スタート信号出力の動作確認

⑹スタート合図装置点検
①装置駆動電源（鉛バッテリー）の点検確認
②スタート電子音の機能確認
③スタートピストルの動作確認
④スタート合図ストロボ機能確認
⑤スタート信号出力機能確認
⑥通告音響の機能確認
⑦接続コネクター及びケーブル等の確認

⑺レーンボックス点検
①BNC接続コネクターの状況確認
②各レーンボックス外観の確認
③各コースレーン信号入力の確認
④スタートレーンボックス入力の確認
⑤接続コネクター、ケーブル等の確認

⑻接続ケーブル類点検
①スタート延長ケーブル（BNC）50m（ドラム付）
②スタート延長ケーブル（BNC）25m
③スタート延長ケーブル（BNC）5m
④PT-8000～スコアBOARD間　50m（ドラム付）
⑤PT-8000～バッテリーパック間　2m
⑥PS-1100～スタートBOX（XLR-2-11～XLR-3-12）　5m
⑦XLR-2-11～XLR-2-12　5m

⑧表示盤間接続ケーブル9本

⑼スターティングブロック点検

①リレー引継判定センサー付　8台

②リレー引継判定センサー無　8台

4　報告書の提出

業務終了後は、報告証を速やかに所長に提出すること。

5　委託期間

令和８年　５月　１日 から 令和８年　５月　３１日 まで

野球場整備業務仕様書

この仕様書は、本業務について示したものである。この仕様書に記載されていない事項であっても現場の状況に応じて軽微な部分で管理上、必要と認めた業務は、委託料の範囲内で実施するものとする。

１　業務場所　　野幌総合運動公園

２　業務対象施設　　硬式野球場及び軟式野球場

３　業務内容

⑴野球場のグラウンド（ブルペンを含む）整備。（客土補充・不陸整正・散水）

⑵野球場外野天然芝の芝刈り業務。（スタンド部分は除く。）

⑶ダッグアウト、器具庫内の整理整頓及びグラウンドマーカーの補充。

⑷その他必要な業務

４　業務の実施方法

原則として野球場の利用がない日にグラウンド整備及び芝刈り業務を実施する。

併せて器具庫内のトンボ・レーキ等の整理整頓及びグランドマーカーの補充を行う。雨天等により業務が実施できないときは、実施方法について協議する。

実施日時については、甲と事前に打合せすること。

５　報告書の提出

毎業務終了後に報告書を速やかに所長に提出すること。

６　経費の負担

業務の実施にあたり必要なグラウンド整備車（トラクター）及び芝刈り機は、甲から貸与する。また、貸与物品の燃料及び点検整備に係る費用は、甲の負担とする。

７　委託期間

令和８年　４月１３日 から 令和８年１０月３１日 まで

一般園地他芝刈り業務仕様書

この仕様書は、本業務について示したものである。この仕様書に記載されていない事項であっても現場の状況に応じて軽微な部分で管理上、必要と認めた業務は、委託料の範囲内で実施するものとする。

また、本業務に係る機械（機器含む）類、原材料、燃料費等は、受託者負担とする。

１　業務場所　　野幌総合運動公園

２　業務対象施設　　陸上競技場スタンド、硬式野球場スタンド、軟式野球場スタンド、天然芝ホッケー場スタンド及び周辺、人工芝ホッケー場及び周辺、テニスコート南側スタンド、一般園地

３　業務内容

（１）芝刈り（５月～１０月）

①芝生地内にある、樹木、施設等を損傷しないよう注意し、刈りむら、刈り残しのないよう均一に刈り込むこと。

②一般園地の刈り込みは、全体面積150,464㎡の10%とし、利用者の通行の多い箇所（園路沿いは園路から１～２ｍ程度）を刈り込むこと。

③刈り込みに先立ち、芝生地内の小石等の障害物を取り除くこと。

④刈り払い機の使用に際しては、常に周囲の状況に注意を払い、付近に公園利用者がいるときは作業を中断すること。

⑤刈り込んだ芝は、園路等に散乱しないようブロアー等で飛ばし、きれいに清掃すること。

⑥受託者が用意した機材、器具及び仮設物を、止むを得ず当施設で保管する場合は、許可された場所に保管すること。設置する場合も許可された場所にすること。

⑦芝刈りの実施箇所、回数は、次のとおり（別添図面に示す）とする。

ア　陸上競技場スタンド　16,616㎡　３回

イ　硬式野球場スタンド　17,763㎡　３回

（但し、内野芝生スタンドは、３回のうち２回集草し、園内草刈一時堆積場まで運搬すること）

ウ　軟式野球場スタンド　6,373㎡　３回

エ　天然芝ホッケー場スタンド及び周辺　10,280㎡　３回

オ　人工芝ホッケー場スタンド及び周辺　6,310㎡　３回

カ　テニスコート南側スタンド　890㎡　３回

キ　一般園地　150,464㎡×10%　３回

４　その他

（１）作業実施に当たっては、公園利用者の安全確保には万全を期すこと。

（２）安全管理については、労働安全衛生法等関係法規の定めを遵守し、常に安全管理に必要な処置を講じ、労働災害発生の防止に努めること。

（３）作業中、障害等を発見した場合は、遅滞なく運動公園事務所に報告して、指示を受けること。

（４）作業中、事故等が発生した場合は、応急処置等を講ずるとともに事故発生原因、経過、内容等を遅滞なく運動公園事務所に報告すること。

５　報告書の提出

各作業終了時毎に、報告書を速やかに提出すること。

６　委託期間

令和８年　５月　１日 から 令和８年１０月３１日 まで

道立野幌総合運動公園

「業務場所」

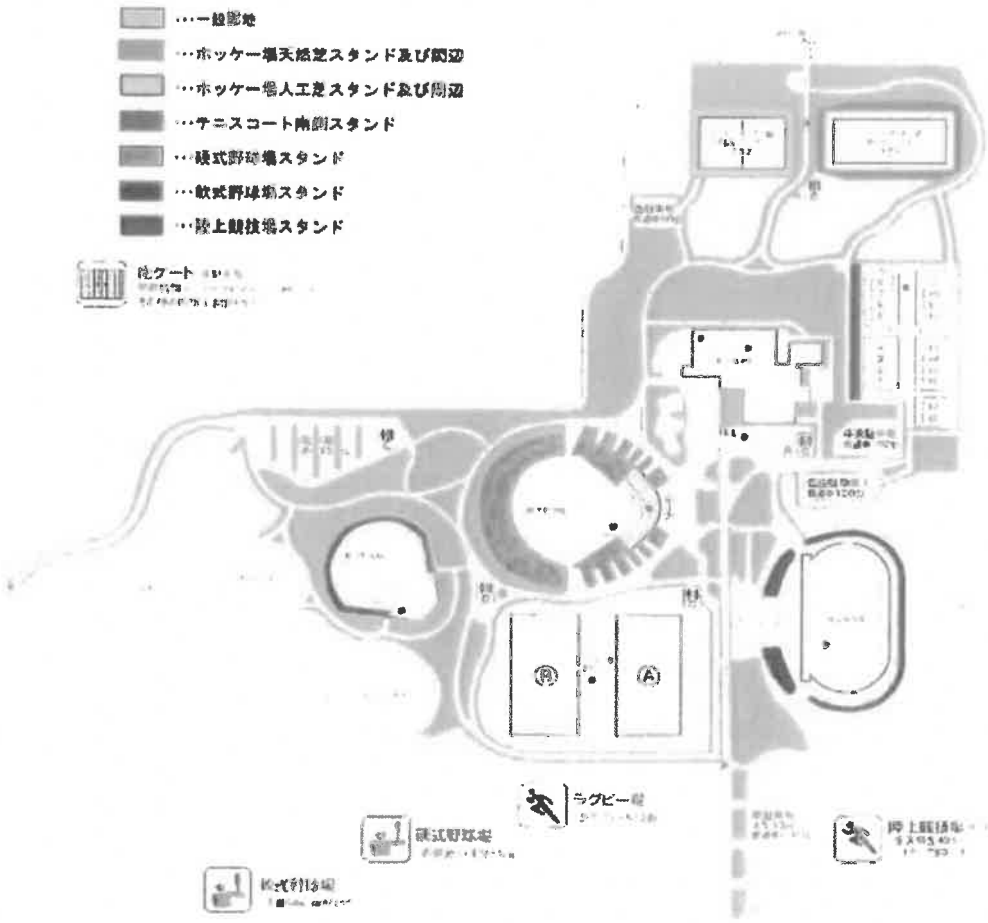

ボイラー性能検査準備整備業務仕様書

この仕様書は、本業務について示したものである。この仕様書に記載されていない事項であっても、軽微な部分で管理上必要な業務は、委託料の範囲内で実施するものとする。

1　業務場所　　野幌総合運動公園

2　点検対象機器

⑴昭和鉄工製鋳鉄製前後組合形蒸気ボイラー（SAD-708MSA　3台

⑵ストレージタンク（内容積4㎥）　1台

⑶温水ヘッター（内容積0.09㎡　2台、0.15㎡　2台）　計4台

⑷合宿所真空ヒーター　1台

⑸ホットウェルタンク（内容積3㎥）　1台

3　整備内容

労働安全衛生法「ボイラー及び圧力容器安全規則」に基づいて、令和８年実施のボイラー性能検査に備え整備すること。

ボイラー性能検査時に立ち会いをすること。

各交換部品は、当該ボイラー設備の規格にあったものとすること。

⑴ボイラー点検整備（昭和SAD-708MSA　17.3㎡　3台）

①ボイラー本体内外部清掃

②ボイラー付属品分解整備

③バーナー整備

④組立て、復旧、試運転

⑤安全弁吹き出し試験、缶体水圧試験

⑵ストレージタンク点検整備（内部ステンレス4ｔ×1台）

①ストレージタンク本体内部清掃

②ストレージタンクコイル引抜き及びパッキン取替

③ストレージタンク付属品分解整備

④組立て、復旧

⑤安全弁吹き出し試験

⑶温水ヘッター点検整備（直暖系統2台、床暖系統2台、計4台）

①温水ヘッター内部清掃

②パッキン交換

③組立て、復旧

⑷合宿所真空ヒーター点検整備（タクマバコティンヒーター1台）

①内部清掃

②バーナー分解清掃

⑸ホットウェルタンク内部清掃

4　報告書の提出

業務終了後は報告書を速やかに所長に提出すること。

5　委託期間

令和８年６月１日 から 令和８年６月３０日 まで

ボイラー煤煙測定業務仕様書

この仕様書は本業務について示したものである。この仕様書に記載されていない事項であっても、軽微な部分で管理上必要と認めた業務は、委託料の範囲内で実施するものとする。

1　業務場所　　野幌総合運動公園

2　業務対象機器　　ボイラー4基（体育館3基、合宿所1基）

3　業務内容

「大気汚染防止法施行規則」に基づいて実施すること。

実施月は9月と3月、実施台数については体育館3基と合宿所1基の計4台とする。

4　測定器具

測定に使用する機器等は、受託者で用意すること。

5　報告書の提出

業務終了後は、報告書を速やかに所長に提出すること。

6　委託期間

令和８年　９月　１日 から 令和９年　３月　３１日 まで

除雪業務仕様書

この仕様書は、本業務について示したものである。この仕様書に記載されていない事項であっても、軽微な部分で管理上必要な業務は、委託料の範囲内で実施するものとする。

1　業務場所　　野幌総合運動公園

2　除雪範囲

⑴通常除雪範囲

別紙図面の赤色の部分とし、除雪実施積雪量に至ったときに除雪を実施する。

⑵指示除雪範囲

別紙図面の青色の部分とし、甲の指示があった場合に除雪を実施する。

⑶その他指示範囲

東駐車場は、北海道春季水泳記録会、全道小学生バレーボール大会開催時に除雪すること。（バレーボール大会は1/4面の除雪、それ以外は全面）

その他の期間除雪が必要な場合は別途除雪費を支払う。

3　除雪実施積雪量

地面上10cmの積雪に至ったときに実施する。

4　除雪完了時間

夜間に上記の積雪があった場合は、午前8時までに作業を完了すること。

日中の除雪については、上記の積雪量に達し次第、随時実施すること。

5　除雪機械

原則として、除雪ドーザ3.0㎥で除雪すること。

6　機械器具等

本業務に必要な機械器具等は、乙で用意すること。

7　委託の方法

委託期間でのシーズン契約とする。

8　スノーポールの設置

⑴スノーポール本体、設置及び撤去作業は、乙で用意し行うこと。

⑵設置は、除雪作業の安全確保のため必要箇所に設置すること。

⑶委託期間終了後、速やかに撤去すること。

9　駐車場の除雪

⑴東駐車場の除雪については、北側に雪押しすること。

10　報告書の提出

業務終了後は、除雪日報を速やかに所長に提出すること。

11　委託期間

令和８年１２月　１日 から 令和９年　３月３１日 まで

（※降雪の状況によっては、１１月から業務が発生する場合がある。）

除雪業務

・・・通常除雪範囲

・・・指示除雪範囲

スノーポールは、除雪範囲の必要な箇所に設置する。

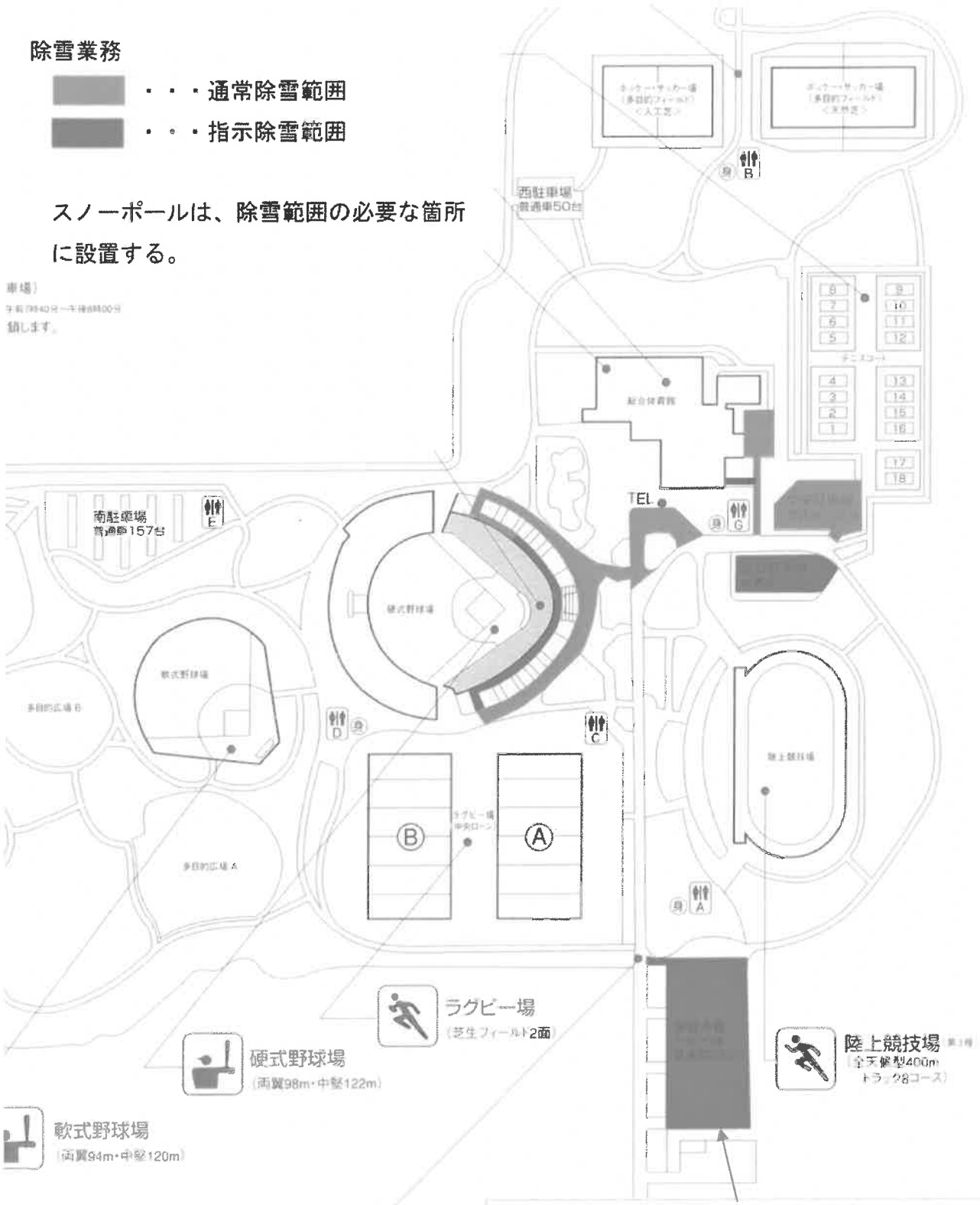

東駐車場は、原則、北海道小学生バレーボール大会（1／4面除雪）、 北海道春季水泳大会（全面除雪）、計2回除雪する。

所長	副所長	課　長・主　幹			係 長	主 事・係	

除 雪 日 報

No.

野幌総合運動公園

令和　　年　　月　　日

天　　候		作業責任者	
作業開始時間	時　　分	確認者氏名	
作業終了時間	時　　分	確認者氏名	

区分					
	除雪ドーザ3.0㎥	開始 終了	時　分 時　分	実働時間	時間　分
		開始 終了	時　分 時　分	実働時間	時間　分
		開始 終了	時　分 時　分	実働時間	時間　分
		開始 終了	時　分 時　分	実働時間	時間　分
		開始 終了	時　分 時　分	実働時間	時間　分
		開始 終了	時　分 時　分	実働時間	時間　分
		開始 終了	時　分 時　分	実働時間	時間　分

合計		
除雪ドーザ3.0㎥		時間　分
		時間　分
		時間　分
		時間　分
		時間　分

〈 除 雪 場 所 〉

通常除雪範囲（中央駐車場 ・職員駐車場 ・バスロータリー ・合宿所周辺）

指示除雪範囲（第2中央駐車場 ・東駐車場 ・その他 ）